

# **農業土木工事施工管理基準**

**(令和4年2月)**

**長崎県農林部農村整備課**

## 農業土木工事施工管理基準

### 目 次

第1項	農業土木工事施工管理基準	.....	3	4 農道工事	.....	8 4
第2項	直接測定による出来形管理			5 水路トンネル工事	.....	8 5
1	共通工事	.....	8	6 水路工事	.....	8 5
2	ほ場整備工事	.....	1 4	7 河川及び排水路工事	.....	8 5
3	農用地造成工事	.....	1 5	8 管水路工事	.....	8 6
4	農道工事	.....	1 7	9 畑かん施設工事	.....	8 7
5	水路トンネル工事	.....	2 2	1 0 橋梁工事	.....	8 7
6	水路工事	.....	2 4	1 1 橋梁下部工事	.....	8 7
7	河川及び排水路工事	.....	2 7	1 2 法面保護工事	.....	8 8
8	管水路工事	.....	2 9	1 3 暗渠排水工事	.....	8 8
9	畑かん施設工事	.....	4 3	1 4 フィルダム工事	.....	8 8
1 0	橋梁工事	.....	4 4	1 5 頭首工工事	.....	8 9
1 1	橋梁下部工事	.....	4 6	1 6 海岸河川工事	.....	8 9
1 2	法面保護工事	.....	4 9	1 7 ため池工事	.....	8 9
1 3	暗渠排水工事	.....	5 2	第4項 品質管理		
1 4	フィルダム工事	.....	5 3	1 コンクリート関係	.....	9 2
1 5	頭首工工事	.....	5 5	2 土質関係	.....	9 6
1 6	海岸河川工事	.....	5 6	3 石材関係	.....	1 0 1
1 7	ため池工事	.....	5 7	4 アスファルト関係	.....	1 0 2
別表	ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ	.....	5 9	5 コンクリート2次製品及び鋼材関係	.....	1 0 5
				6 その他の2次製品	.....	1 0 7
第3項	撮影記録による出来形管理（工事写真によるその他の管理を含む）	.....	6 5	第5項 施工管理記録様式	.....	1 0 9
○	写真管理基準	.....	6 6	第6項 参考資料	.....	1 4 7
○	デジタル写真管理情報基準	.....	6 7			
○	撮影基準表	.....	7 5			
▽	撮影基準表（共通）	.....	7 5			
▽	品質管理写真撮影基準表	.....	7 6			
▽	出来形管理写真撮影基準表	.....	8 1			
1	共通工事	.....	8 2			
2	ほ場整備工事	.....	8 3			
3	農用地造成工事	.....	8 4			

## 第 1 項 農業土木施工管理基準

# 農業土木工事施工管理基準

## 第1 目的

この農業土木工事施工管理基準(以下「管理基準」という。)は、農業土木工事を施工するに当たっての工事の工程管理、出来形管理及び品質管理の適正化を図るため、受注者が実施する施工管理の基準を定めたものである。

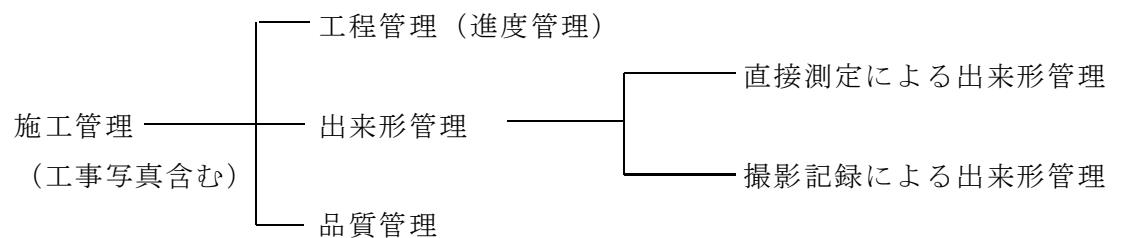
## 第2 適用

この管理基準は、長崎県農林部農村整備課が実施する土木工事を請負により施工する場合に適用するもので、この管理基準と特記仕様書が一致しない条項は特記仕様書が優先する。

本管理基準に定めるJIS規格及び各種協会規格が、最新のこれらの規格と異なる場合にあっては当該最新の規格を適用するものとする。

## 第3 施工管理の基本構成

施工管理の基本構成は次のとおりとする。



### 1. 工程管理

契約工期を考慮し、工事の施工達成に必要な作業手順及び日程を定めて、工程内容に応じた方式(ネットワーク方式、バーチャート方式等)により工程計画表を作成し、工事実施途中で計画と実績を比較検討の上、必要な処置を講じるものとする。

### 2. 直接測定による出来形管理

工事の出来形を把握するため、工作物の寸法、基準高等の測定項目を施工順序に従い直接測定(以下「出来形測定」という。)し、その都度、結果を管理方法に定められた方式により記録を行い、常に適正な管理を行うものとする。

### 3.撮影記録による出来形管理

出来形測定、品質管理を実施した場合、又は施工段階(区切り)及び施工の進行過程が確認できるよう、写真管理基準に基づいて撮影記録を行い、常に適正な管理を行うものとする。

### 4. 品質管理

資材等の品質を把握するため、物理的、化学的試験を実施(以下「試験等」という。)し、その都度、結果を管理方法に定められた方式により記録を行い、常に適正な管理を行うものとする。

## 第4 施工管理の実施

### 1. 施工管理責任者

受注者は、工事着手前に施工管理責任者を定めなければならない。施工管理責任者は、当該工事の施工管理を掌握し、この管理基準に従い適正な管理を実施しなければならない。

### 2. 施工管理項目

施工管理は、第2項「直接測定による出来形管理」、第3項「撮影記録による出来形管理」、第4項「品質管理」により行うものとする。なお、この管理基準又は特記仕様書に明示されていない事項及び不明な事項については、監督職員と協議するものとする。

### 3. 施工管理の実施と提出内容

施工管理は、契約工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保が図られるよう、工事の進行に並行して、速やかに実施し、測定(試験)等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもと保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

なお、提出様式は第5項「施工管理記録様式」を参考に適正な方式を選定するものとする。

### 4. 施工管理上の留意点

- (1) 完成後に明視できない部分又は完成後に測定困難な部分については、完成後に確認できるよう、測定・撮影箇所を増加する等、出来形測定、撮影記録に特に留意するものとする。
- (2) 完成後に測定できないコンクリート構造物の出来形測定は、監督職員の承諾を得て、型枠建込時の測定値によるものとする。
- (3) 管理方式が構造図に朱記、併記するものにあっては、規格値を併せて記載するものとする。
- (4) 施工管理の初期段階においては、必要に応じて測定基準にかかわらず測定頻度などを増加するものとする。
- (5) 出来形測定及び試験等の測定値が著しく偏倚したり、バラツキが大きい場合は、その原因を追求かつ是正し、常に所要の品質規格が得られるように努めるものとする。

### 5. 檢査(完成・既済部分)時の提出内容

受注者は、完成検査、既済部分検査時に、この管理基準に定められた施工管理の結果を提出するものとする。

### 6. その他

- (1) 規格値の上下限を超えた場合は「手直し」を行うものとする。ただし、上限を超えても構造及び機能上、支障がない場合はこの限りでない。
- (2) 施工管理の記録は、電子納品対象物である。
- (3) 施工管理に要する費用は、受注者の負担とする。
- (4) 安全管理、仮設等について、施工管理の手段として用いる工事写真は、写真管理基準により撮影し、監督職員の請求に対し直ちに指示できるよう適切な管理のもとに保管し、完成時までに提出しなければならない。

## 第5. 用語の定義

管理基準値…………管理基準値は、「規格値」の範囲内に収まるよう、受注者が実施する施工管理の「目標値」として示したものである。

規 格 値…………規格値は、設計値と出来形測定値、試験値との差の限界値であり、測定・試験値は全て規格値の範囲内になければならない。

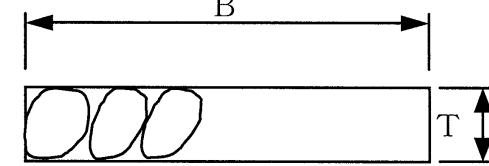
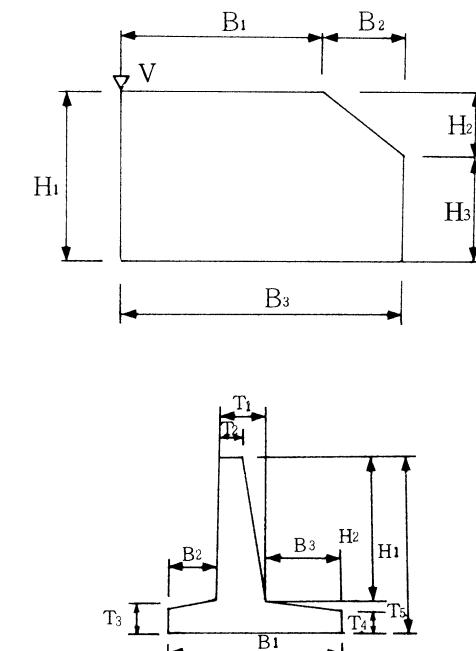


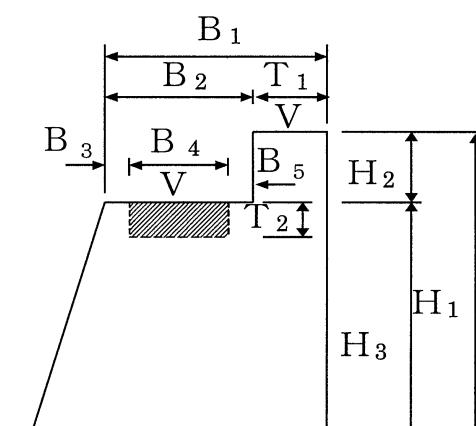
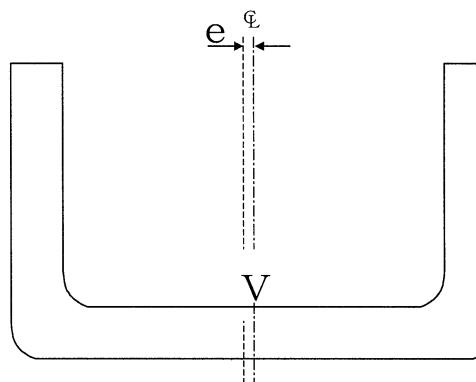
## 第2項 直接測定による出来形管理

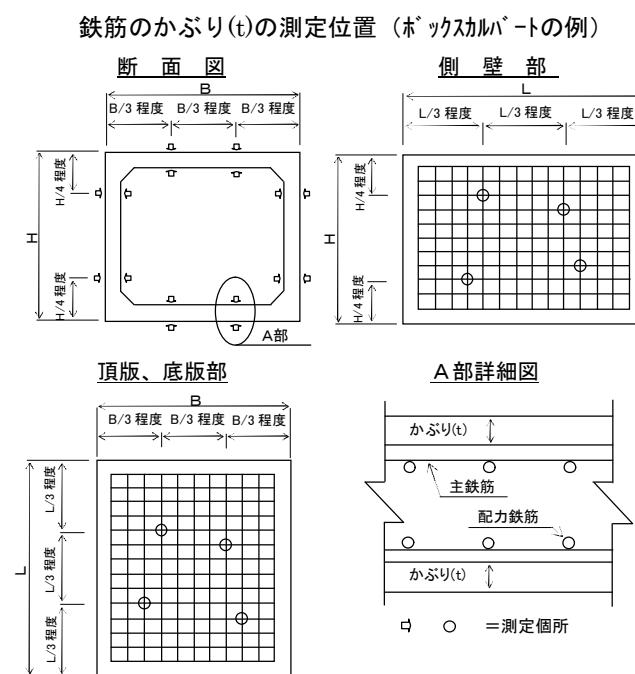
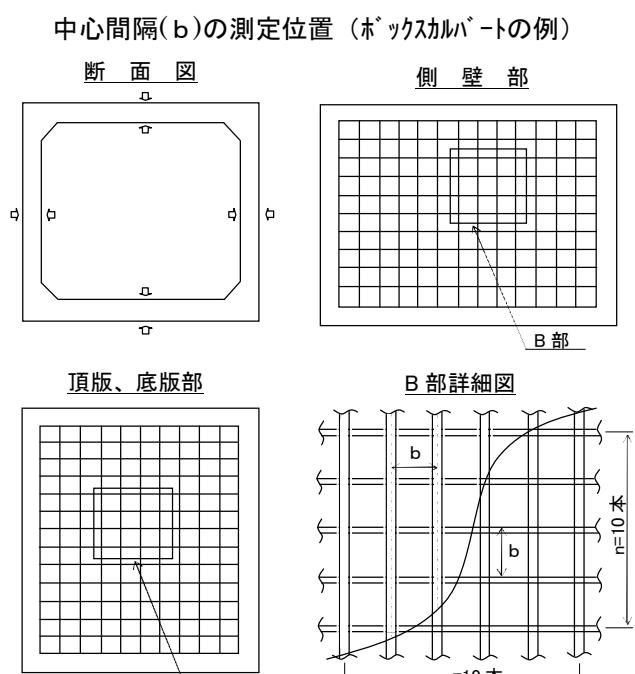
工種	項目	管理基準値 (mm)	(参考) 規格値 (mm)	測定基準	管 理 方 式	測 定 箇 所 標 準 図	摘 要		
					管理図表によるもの (様式2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
1 共 通 工 事	掘 削	基準高 (V)	⊕ 65	⊕ 100	線的なものについては施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。 箇所単位のものについては適宜構造図の寸法標示箇所を測定する。	基準高、幅、法長で20点以上ものもの	左記のもので20点未満のもの		
		幅 (W)	基準幅、小段幅等 ⊕ 300 ⊕100	⊖ 150					
		法長 (L)	法長5m未満⊕125 〃 5m以上⊕2.5%	⊖ 200 ⊖ 4%					
		施工延長		⊖ 200					
	盛 土	基準高 (V)	⊕ 65	⊕ 100	上記と同一。	同 上	同 上		余盛を指定した場合は余盛計画高により管理する。
		幅 (W)	天端幅、小段幅等 ⊕300 ⊕100	⊖ 150					
		法長 (L)	法長5m未満⊕ 65 〃 5m以上⊕1.3%	⊖ 100 ⊖ 2%					
		施工延長		⊖ 200					

工種	項目	管理基準値 (mm)	(参考) 規格値 (mm)	測定基準	管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘要	
					管理図表によるもの (様式2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの			
1 共 通 工 事	石積み コンクリートブロック積み	基準高 (V) 厚さ (T <sub>1</sub> )	⊕ 40 ⊖ 25 石面より裏込コンクリート背面まで ⊕ 30	⊕ 65 ⊖ 40 ⊕ 50	線的なものについては施工延長おおむね20mにつき1箇所の割合で測定する。上記未満は2箇所測定する。 厚さ (T <sub>1</sub> , T <sub>2</sub> ) の測定は各々、法長2m未満は1箇所 (おおむねL/2)、2m以上は2箇所 (おおむねL/3, 2/3L) 測定することを原則とする。 箇所単位のものについては適宜構造図の寸法標示箇所を測定する。	基準高、厚さ、法長で20点未満のもの	左記のもので20点未満のもの	左記のもので箇所単位のもの及び施工延長		基礎コンクリートはコンクリート基礎を適用する。法長の1%とは、山と谷の差の絶対値をいう。
	石張工	(T <sub>2</sub> )	石面より裏込材料背面まで ⊕ 65	⊕ 100						
	コンクリートブロック張り	法長 (L)	法長2m未満 ⊕ 25 〃 2m以上 ⊕ 50	⊖ 40 ⊖ 75						
	河川護岸 は除く	施工延長		⊖ 0.1%、 ただし延長 10m未満 ⊕ 50 10m以上50m未満 ⊖ 100 50m以上200m未満 ⊖ 200						
	凹 凸	法長の1% (コンクリートブロック積みのみ)								
	基礎杭打工 木杭 プレキャスト コンクリート杭	基準高 (V) 場所打杭⊕ 30 深基礎杭 ⊕ 30	⊕ 50 ⊖ 30 ⊕ 75 ⊖ 45 場所打杭⊕ 45 深基礎杭 ⊕ 45	重要構造物は全数、それ以外は施工本数20本当たり1本測定し、20本未満は2本測定する。 支持杭については打止め沈下量を全数測定する。	—	基準高、偏心。 なお、別に支持力を示したものについては、杭打ち成績表 (様式4)による。	—		場所打杭とは、オールケーシング工法、リバース工法、アースドリル工法とする。	
	鋼管杭 場所打杭 深基礎杭	偏心 (e) 深基礎杭 100	別表ア参照 深基礎杭 150							

工種	項目	管理基準値 (mm)	(参考) 規格値 (mm)	測定基準	管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘要	
					管理図表によるもの (様式2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式3- 1)	構造図に朱記、併記するもの			
1 共 通 工 事	矢板打工 (矢板護岸を含む)	基準高 (V)	⊕ 30	⊕ 45	線的なものについては施工延長おおむね20mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。	基準高、中心線のズレで20点未満のもの及び施工延長	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	左記のもので箇所単位のもの		中心線のズレは中心線より右を⊕左を⊖とする。 指定仮設は基準高等が明記されたもの。
		中心線のズレ (e)	⊕ 65	⊕ 100						
		施工延長		⊖ 0.1%、 ただし延長 200m未満 ⊕ 200						
	オープンケーソン	基準高 (V)	⊕ 65	⊕ 100	構造図の寸法標示箇所を測定する。 幅、厚さ、長さについては1ロット毎に測定する。	—	構造図に朱記、併記する事が困難なもの	基準高、厚さ、幅、高さ、長さ、偏位		
		幅 (B)	⊕ 30	⊖ 50						
		厚さ (T)	⊕ 13	⊖ 20						
		高さ (H)	⊕ 65	⊖ 100						
		長さ (L)	⊕ 30	⊖ 50						
		偏位 (e)	200	300						

工種	項目	管理基準値 (mm)	(参考) 規格値 (mm)	測定基準	管 理 方 式	測 定 箇 所 標 準 図	摘要		
					管理図表によるもの (様式2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
1 共 通 工 事	栗石基礎 碎石基礎 砂基礎 均しコンクリート	厚さ (T)	栗石基礎、碎石基礎、砂基礎 Φ 30 均しコンクリート Φ 13	Φ 50 Φ 20	線的なものについては施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。上記未満は2箇所測定する。箇所単位のものについては適宜構造図の寸法標示箇所を測定する。	—	重要構造物の基礎のみ及び施工延長		・管水路の基礎は「8管水路工事の管体基礎工（砂基礎等）」による。
		幅 (B)	栗石基礎、碎石基礎 Φ 130 砂基礎、均しコンクリート Φ 65	Φ 200 Φ 100					
		施工延長		Φ 0.2%、 ただし延長 50m未満 Φ 100					
コンクリート付帶 構造物 コンクリート基礎 コンクリート側溝 コンクリート管渠 横断構造物 コンクリート擁壁 その他上記に準ず るもの	基準高 (V)	⊕ 30	⊕ 45	線的な構造物については施工延長おおむね20mにつき1箇所の割合で測定する。上記未満は2箇所測定する。箇所単位のものについては適宜構造図の寸法標示箇所を測定する。	基準高、厚さ、幅、高さで20点未満のもの又は構造図に朱記、併記することが困難なもの及び施工延長	箇所単位の構造物について、基準高、厚さ、幅、高さ			
	幅 (B)	⊕ 20	⊕ 30						
	厚さ (T)	部材厚30cm未満 ⊕ 15 Φ 13 〃 30cm以上 ⊕ 20 Φ 15	Φ 20 Φ 25						
	高さ (H)	2m未満 ⊕ 20 2m以上 ⊕ 30	Φ 30 Φ 45						
	施工延長 (又は長さ)		Φ 0.1%、 ただし延長 2m未満 Φ 30 10m 〃 Φ 50 50m 〃 Φ 100 200m 〃 Φ 200						

工種	項目	管理基準値 (mm)	(参考) 規格値 (mm)	測定基準	管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘要
					管理図表によるもの (様式2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
1 共 通 工 事	精度を要するもの 分水工計量部 ゲート戸当部 橋台脅部	基準高 (V) 幅 (B) 厚さ (T) 高さ (H) 長さ (L)	⊕ 15 ⊕ 7 ⊕ 13 ⊕ 7 ⊕ 7	⊕ 20 ⊕ 10 ⊕ 20 ⊕ 10 ⊕ 10	構造図の寸法標示箇所を測定する。  施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。	—  基準高、中心線のズレで20点未満のもの及び施工延長	構造図に朱記、併記することが困難なもの  左記のもので20点未満のもの及び施工延長	  	
	U字溝 U字フリューム ベンチフリューム	基準高 (V) 中心線のズレ (e) 施工延長	⊕ 25 ⊕ 30 —	⊕ 40 ⊕ 50 ⊕ 0.1%、 ただし延長 200m未満 ⊕ 200					
	土水路	基準高 (V) 幅 (B) 高さ (H) 施工延長	指定したとき⊕ 65 ⊕ 100 ⊖ 50 指定したとき ⊕ 100 ⊖ 50 —	⊕ 100 ⊖ 75 ⊖ 75 ⊖ 0.2%、 ただし延長 200m未満 ⊖ 400					
				上記と同一。					

工種	項目	管理基準値 (mm)	(参考) 規格値 (mm)	測定基準	管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘要
					管理図表によるもの (様式2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-6)	構造図に朱記、併記するもの		
1 共 通 工 事	鉄筋組立 かぶり (t)		± $\phi$ かつ最小かぶり以上 $\phi$ : 鉄筋径	測定箇所標準図による 1スパン (1打設ブロック) 毎に測定する。	—	○	—		1面当たり 4箇所程度 測定する。 同一鉄筋上 での測定は 行わない。
	中心間隔 (b)		± $\phi$ $\phi$ : 鉄筋径		—	—	—		1面当たり 鉄筋 10本 程度の間隔 を測定す る。 測定箇所 は、スパン 毎に同じ位 置とならな いように測 定する。

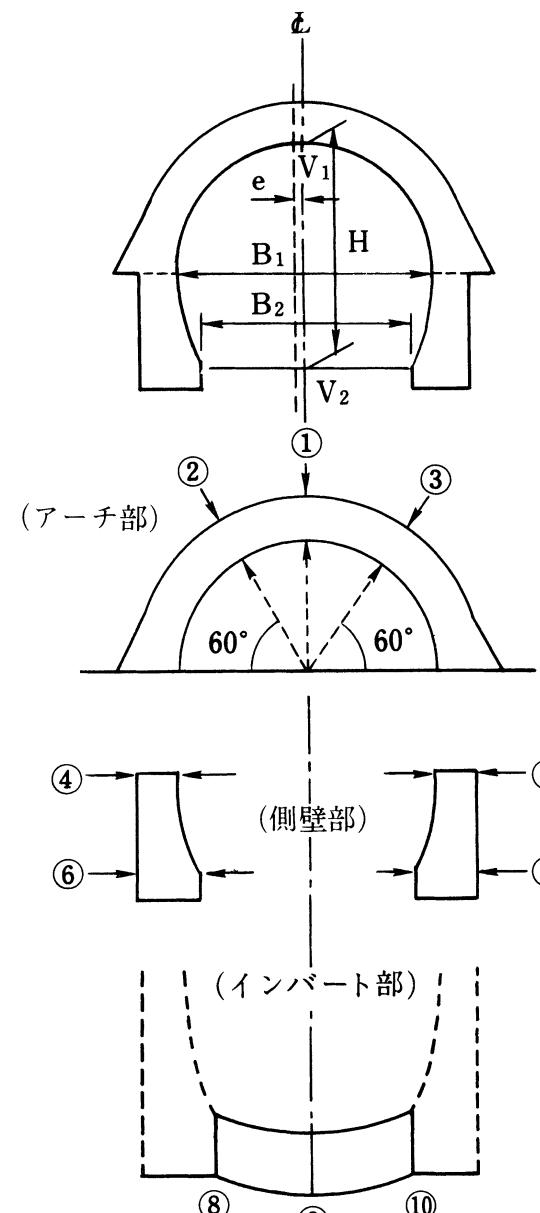
工種	項目	管理基準値 (mm)	(参考) 規格値 (mm)	測定基準	管 理 方 式	測 定 箇 所 標 準 図	摘要			
2 ほ 場 整 備 工 事	表土扱い	厚さ (T)	⊕ 20% ⊖ 15%	⊖ 20%	10a当たり3点以上。 (標高差測定又はつぼ掘りによる)	管理図表によるもの (様式2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの	測定箇所標準図	摘要
	基盤造成	基準高 (V)	指定したとき ⊕ 100	⊕ 150	10a当たり3点以上。 (標高測定する)	厚さで20点以上もののもの	左記のもので20点未満のもの	—	標高測定	
	表土整地	均平度 (◇)	⊕ 35	⊕ 50		基準高、均平度で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—	田面 V 基盤面	1基準高は、基盤面の高さとする。 2均平度は表土埋戻後に測定する。
	畦畔復旧	幅 (B)	⊕ 100 ⊖ 35	⊖ 50	施工延長おむね200mにつき1箇所の割合で測定する。 施工延長を示さない場合は、1耕区につき1箇所の割合で測定する。	高さ、幅で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—	B <sub>2</sub> B <sub>1</sub> H	
	道路工 (砂利道)	幅 (B)	⊕ 150 ⊖ 100	⊖ 150	幹線道路は、施工延長50mにつき1箇所の割合で測定する。 支線道路は、施工延長おむね200mにつき1箇所の割合で測定する。	厚さ、幅で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—	L B <sub>1</sub> B <sub>2</sub> T V	舗装を行うときは、「4農道工事」を適用する。
		厚さ (T)	⊕ 30	⊖ 45						
		施工延長		⊖ 0.2%、 ただし延長 200m未満 ⊖ 400						

工種	項目	管理基準値 (mm)	(参考) 規格値 (mm)	測定基準	管 理 方 式	測 定 箇 所 標 準 図	摘要			
3 農 用 地 造 成 工 事	耕起深耕	耕起深 (T) 果樹 ⊖ 50 野菜 ⊖ 10	⊖ 75 ⊖ 15	おおむねha当たり10箇所測定するほか、つば掘り2箇所/ha。	管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの	測定箇所標準図		
	テラス (階段畑)	幅 (B <sub>1</sub> ) 指定したとき ⊕ 300 ⊖ 100	⊖ 150	テラス延長おおむね100m当たり1箇所測定する。	耕起深で20点以上もの	左記のもので20点未満のもの	—			
		耕起幅 (B <sub>2</sub> ) 指定したとき ⊕ 100	⊖ 150		法勾配、幅、耕起幅、側溝幅、側溝高さで20点以上もの	左記のもので20点未満のもの	—			
		側溝幅 (B <sub>3</sub> ) ⊕ 100 ⊖ 50	⊖ 75							
		側溝高さ (H) 指定したとき ⊕ 100 ⊖ 50	⊖ 75							
		法勾配 (S) 指定したとき ⊕ 2分 ⊖ 1分								
	道路工 (耕作道)	幅 (B) ⊕ 150 ⊖ 100	⊖ 150	施工延長おおむね100m当たり1箇所測定する。	幅、厚さ、側溝幅、側溝高さで20点以上もの	左記のもので20点未満のもの	—			
		厚さ (T) ⊕ 30	⊖ 45							
		側溝幅 (b) ⊕ 100 ⊖ 50	⊖ 75							
		側溝高さ (H) 指定したとき ⊕ 100 ⊖ 50	⊖ 75							
	土壤改良	pH測定	指定したとき ⊕ 0.35	⊖ 0.5	おおむね50a当たり1箇所(深さ15cm)改良材散布後2週間以上経過して測定する。 (試験方法…ガラス電極法…46農地C第311号参照)	pH測定で20点以上もの	左記のもので20点未満のもの	—		地表から15cmの土壤を柱状に採取し、良く混合する。

工 種	項 目	管理基準値 (mm)	(参考) 規格値 (mm)	測定基準	管 理 方 式			測 定 管 所 標 準 図	摘 要	
					管理図表に よるもの (様式2-1、 2-2)	結果一覧表 によるもの (様式3-1)	構造図に朱 記、併記す るもの			
3 農 用 地 造 成 工 事	改良山成	基準高 (V)	指定したとき ④ 200	④ 300	基準高については切 土部を40mメッシュ 地点で測定する。 法勾配については 40mメッシュ線と切 土法尻との交点で測 定する。(測定間隔は おおむね40m)	基準高、法勾 配で20点以 上のもの	左記のもの で20点未満 のもの	—		切土部のみ対 象とする。
		法勾配 (S)	指定したとき ④ 1分							

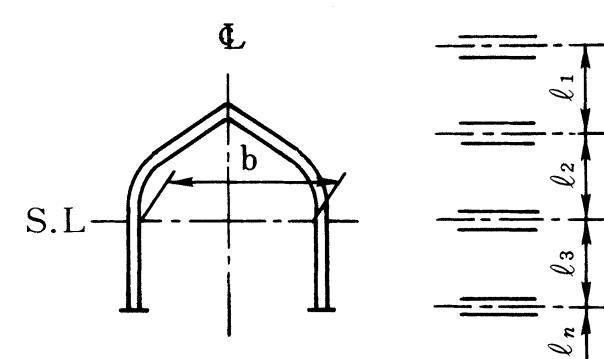
工種	項目	管理基準値 (mm)	(参考) 規格値 (mm)	測定基準	管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘要
					管理図表によるもの (様式2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
4農道工事	路盤工	基準高 (V)	下層路盤 $\oplus 30$	$\oplus 50$	施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—		
		幅 (B)	$\oplus 50 \ominus 35$	$\ominus 50$					
		厚さ (T)	下層路盤 $\oplus 30$ 上層路盤 $\oplus 20$	下層 $\ominus 50$ 上層 $\ominus 30$					
		中心線のズレ (e)	$\oplus 65$	$\oplus 100$					
		施工延長		$\ominus 0.2\%$ 、 ただし延長 150m未満 $\ominus 100$					
	コンクリート舗装工 アスファルト舗装工	幅 (B)	$\oplus 30 \ominus 20$	$\ominus 30$	幅、中心線のズレについて施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。 厚さはおおむね500m <sup>2</sup> に1個の割合でコアを取りコア又はコアホールにより測定する。	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—		
		厚さ (T)	コンクリート舗装 $\oplus 10 \ominus 6.5$ アスファルト舗装 各層 $\oplus 10 \ominus 6.5$ 全層 $\oplus 15 \ominus 10$	$\ominus 10$ $\ominus 10$ $\ominus 15$					
		中心線のズレ (e)	$\oplus 35$	$\oplus 50$					
		施工延長		$\ominus 0.1\%$ 、 ただし延長 150m未満 $\ominus 150$					
		平坦性 (F)		As舗装 3mプロファイル メータ標準偏差 $\sigma = 2.4\text{mm}$ 以内 直読式標準偏差 $\sigma = 1.75\text{mm}$ 以内 Co舗装 標準偏差 $\sigma = 2.0\text{mm}$ 以内	平坦性は1車線につき1測線全延長中心線に平行に測定する。	平坦性は舗装調査・試験法便覧による			

工 種	項 目	管理基準値 (mm)	(参考) 規格値 (mm)	測定基準	管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
					管理図表に よるもの (様式2-1、 2-2)	結果一覧表 によるもの (様式3-1)	構造図に朱 記、併記す るもの		
4 農 道 工 事	砂利舗装工 幅 (B)	⊕ 100 ⊖ 65	⊖ 100	施工延長おおむね50m につき1箇所の割合で 測定する。	幅、厚さで20 点以上のも の	左記のもの で20点未満 のもの及び 施工延長	—		
	厚さ (T)	⊕ 30	⊖ 45						
	施工延長		⊖ 0.2%、 ただし延長 50m未満 ⊖ 100						

工種	項目	管理基準値 (mm)	(参考) 規格値 (mm)	測定基準	管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘要			
					管理図表によるもの (様式2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの					
4農道工事	道路トンネル 支保工	幅 (b)		⊖ 70	幅、間隔は全基数について測定する。 支保工幅の測定時期は原則として建込み直後及び覆工直前の2回とする。	左記のもので20点以上もの	—		破碎帶等の特殊な地山における支保工管理については別途定めるものとする。			
		間隔 (d)	⊕ 50	⊕ 75								
	コンクリート覆工	基準高(V)	⊕ 30	⊕ 50		基準高、幅、卷厚、高さについては1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 2. 卷厚 (i) コンクリート打設前の巻立空間を1スパンの中間と終点において図に示す①～⑩の各点で測定する。 (ii) コンクリート打設後の覆工コンクリートについて1スパンの端面(施工継目)において図に示す①～⑩の各点で測定する。 (iii) 削孔による巻厚の測定は図の①において50mにつき1箇所、②③⑨において100mにつき1箇所の割合で行う。ただし、トンネル延長が100m未満のものについては2箇所以上の削孔を行い巻厚測定を行う。 3. 中心線のズレ 直線部 ⊕ 65 曲線部 ⊕ 100	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—				
		幅 (B)	⊕ 45	⊖ 70								
		巻厚 (T)	⊖ 30	⊖ 50								
		高さ (H)	⊕ 45	⊖ 70								
		中心線のズレ (e)	直線部 ⊕ 65 曲線部 ⊕ 100	直線部⊕100 曲線部⊕150								
	施工延長			⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 150								

工種	項目	管理基準値 (mm)	(参考) 規格値 (mm)	測定基準	管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘要
					管理図表によるもの (様式2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
4 農 道 工 事	道路トンネル (NATM)	幅 (b)		⊖ 70	幅、間隔は全基数について測定する。 支保工幅の測定時期は原則として建込み直後及び覆工直前の2回とする。	左記のもので20点以上ものも	—		破碎帶等の特殊な地山における支保工管理については別途定めるものとする。
			支保工間隔 (l)	⊕ 50		⊕ 75			
		吹付コンクリート厚 (T)		施工吹付厚 ≥設計吹付厚 ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付厚の1/3以上を確保するものとする。		施工延長50m毎に図に示す(1)～(7)及び断面変化点の検測孔を測定する。	左記のもので20点未満のもの	—	
		ロツクボルト位置間隔 (L)							
		角度 (θ)		施工延長50m毎に断面全本数を測定する。 (深さについては、残尺で管理する)	左記のもので20点未満のもの	—			
		深さ (l)							
		孔径 (φ)							
		コンクリート覆工基準高(V)	⊕ 30						⊕ 50
		幅 (B)	⊖ 30	⊖ 50	1. 基準高、幅、高さは施工延長50mにつき1箇所測定する。 2. 卷厚	基準高、幅、卷厚、高さ、施工延長	—		
		卷厚 (T)	⊖ 0	⊖ 0	(1)コンクリート打設前の巻立空間を、1打設長の終点を図に示す各点で測定、中間部はコンクリート打設口で測定する。				

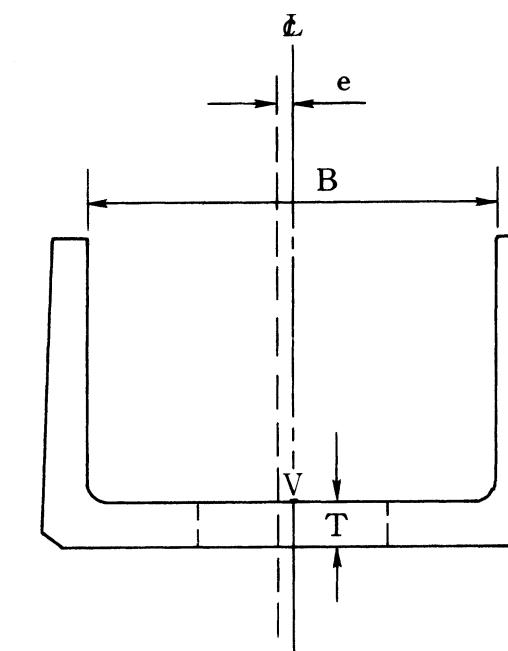
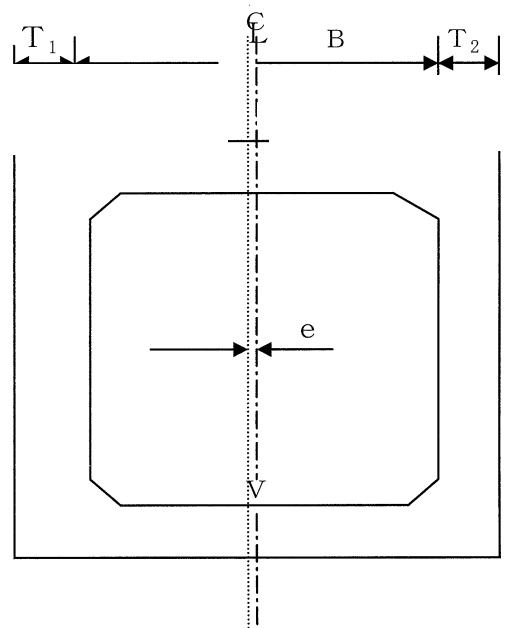
工種	項目	管理基準値 (mm)	(参考) 規格値 (mm)	測定基準	管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘要	
					管理図表によるもの (様式2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの			
4 農 道 工 事	道路トンネル (NATM)  コ ン クリ ー ト 覆 工	高さ (H)  中心線の ズレ (e)	⊖ 30  直線部 ⊕ 65  曲線部 ⊕ 100	⊖ 50  直線部 ⊕ 100  曲線部 ⊕ 150	(a)コンクリート打設後、 覆工コンクリートについて1打設長の端面 (施工継手の位置)において図に示す各点で 巻厚測定を行う。 (b)検測孔による巻厚の 測定は図の(1)は50m に1箇所、(2)～(3) は100mに1箇所の割合で行う。 なお、トンネル延長が 100m以下のものについては、1トンネル当たり2箇所以上の検測 孔により測定する。 (c)ただし、以下の場合には適用除外とする。 ① 良好な地山における 岩又は吹付コンクリートの部分的な突出 で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。なお、 変形が収束しているものに限る。 ② 異常土圧による覆工 厚不足で、型枠の据付け時には安定が確 認され、かつ別途構造的に覆工の安全が 確保されている場合。 ③ 鋼製支保工、ロック ボルトの突出。					

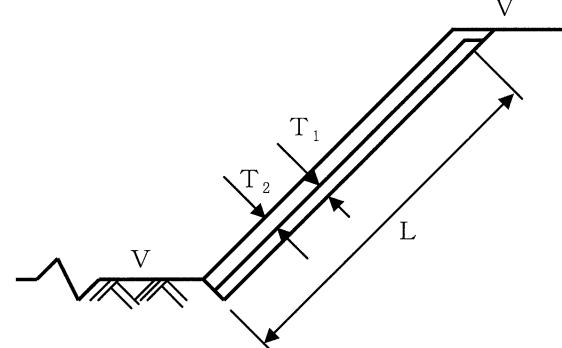
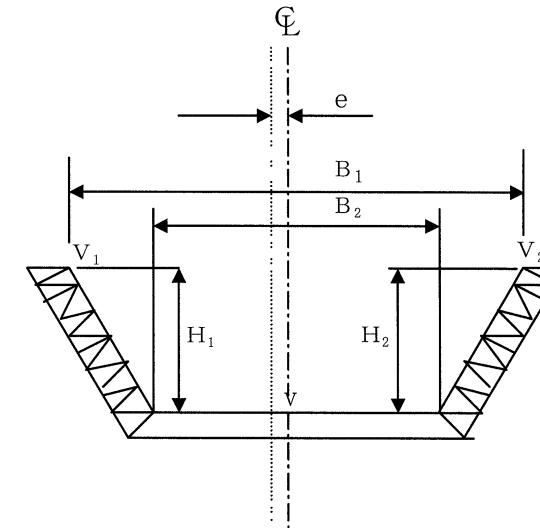
工種	項目	管理基準値 (mm)	(参考) 規格値 (mm)	測定基準	管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘要
					管理図表によるもの (様式2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
5 水路 トンネル 工事	水路トンネル 支保工	幅 (b) (Bタイプ) 幅 (b) (C, D タイプ)	⊖ 0  ⊖ 40	幅、間隔は全基数について測定する。 支保工幅の測定時期は原則として建込み直後及び覆工直前の2回とする。	幅、間隔で20点以上ものの 左記のもので20点未満のもの	—	—		破碎帶等の特殊な地山における支保工管理については別途定めるものとする。 吹付ロックボルト工法の吹付及びロックボルトは、道路トンネル (NATM) を参考とする。

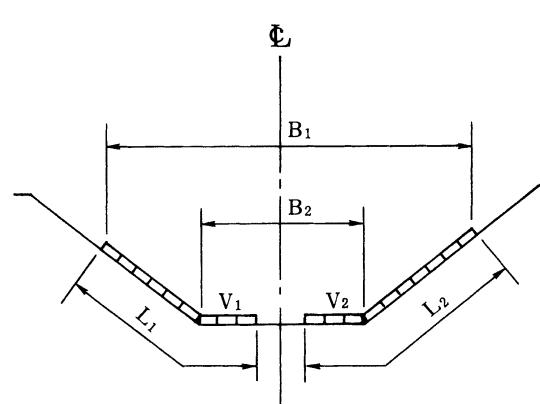
工種	項目	管理基準値 (mm)	(参考) 規格値 (mm)	測定基準	管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘要	
					管理図表によるもの (様式2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの			
5 水 路 ト ン ネ ル 工 事	水路トンネル コンクリート覆工	基準高(V)	⊕ 30	⊕ 50	1. 基準高、幅、巻厚、高さについては1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 2. 巷厚 (イ)コンクリート打設前の巻立空間を1スパンの終点において図に示す①～⑩の各点で測定する。 (ロ)コンクリート打設後の覆工コンクリートについて1スパンの端面(施工継目)において図に示す①～⑩の各点で測定する。 (ハ)削孔による巷厚の測定は図の①において50mにつき1箇所、②③④において100mにつき1箇所の割合で行う。ただし、トンネル延長が100m未満のものについては2箇所以上の削孔を行い巷厚測定を行う。 3. 中心線のズレ 直線部は50mにつき1箇所、曲線部は1スパンにつき1箇所の割合で測定する。	基準高、幅、巻厚、高さ、中心線のズレで20点未満のもの及び施工延長	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—		
		幅 (B)	⊕ 25	⊕ 40						
		巻厚 (T)	⊖ 0	⊖ 0						
		高さ (H)	⊕ 25	⊕ 40						
		中心線のズレ (e)	直線部 ⊕ 65 曲線部 ⊕ 100	直線部 ⊕ 100 曲線部 ⊕ 150						
		施工延長		⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊕ 150						

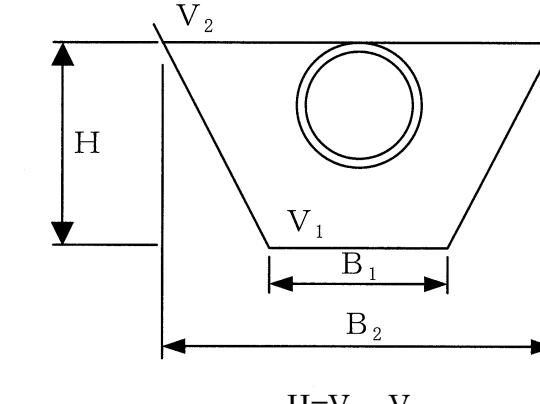
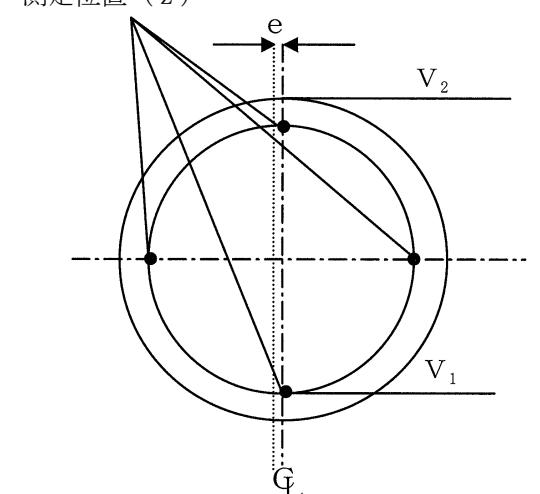
工種	項目	管理基準値 (mm)	(参考) 規格値 (mm)	測定基準	管 理 方 式			測 定箇 所 標 準 図	摘要	
					管理図表によるもの (様式2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの			
6 水 路 工 事	現場打開水路	基準高 (V)	⊕ 20	⊕ 30	基準高、幅、厚さ、高さについて施工延長1スパンにつき1箇所の割合で測定する。中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。なお、中心線のズレ(曲線部)については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。上記未満は2箇所測定する。	左記のもので20点未満のもの及び施工延長で20点以上のもの	—			スパン長の標準を9mとした場合。
		幅 (B)	⊕ 25 ⊖ 15	⊖ 25						
		厚さ (T)	⊕ 20 ⊖ 13	⊖ 20						
		高さ (H)	⊕ 15	⊖ 25						
		中心線のズレ (e)	直線部 ⊕ 35 曲線部 ⊕ 65	直線部 ⊕ 50 曲線部 ⊕ 100						
		スパン長 (L)	直線部 ⊕ 13 曲線部 ⊕ 20	直線部 ⊕ 20 曲線部 ⊕ 30						
		施工延長		⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 150						
	現場打サイホン	基準高 (V)	⊕ 30	⊕ 50	上記と同一。	左記のもので20点未満のもの及び施工延長で20点以上のもの	—		スパン長の標準を9mとした場合。	
		幅 (B)	⊕ 20 ⊖ 13	⊖ 20						
		厚さ (T)	⊕ 20 ⊖ 13	⊖ 20						
		高さ (H)	⊕ 13	⊖ 20						
		中心線のズレ (e)	直線部 ⊕ 35 曲線部 ⊕ 65	直線部 ⊕ 50 曲線部 ⊕ 100						
		スパン長 (L)	直線部 ⊕ 13 曲線部 ⊕ 20	直線部 ⊕ 20 曲線部 ⊕ 30						
		施工延長		⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 150						

工種	項目	管理基準値 (mm)	(参考) 規格値 (mm)	測定基準	管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘要
					管理図表によるもの (様式2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
6 水 路 工 事	現場打暗渠 基準高 (V)	⊕ 20	⊕ 30	<p>基準高、幅、厚さ、高さについて施工延長1スパンにつき1箇所の割合で測定する。</p> <p>中心線のズレ(直線部)については施工延長おむね50mにつき1箇所の割合で測定する。</p> <p>なお、中心線のズレ(曲線部)については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。</p> <p>上記未満は2箇所測定する。</p>	<p>基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレ、スパン長で20点未満のもの及び施工延長で20点以上のもの</p>	—			スパン長の標準を9mとした場合。
	幅 (B)	⊕ 20 ⊖ 13	⊖ 20						
	厚さ (T)	⊕ 20 ⊖ 13	⊖ 20						
	高さ (H)	⊕ 13	⊖ 20						
	中心線のズレ (e)	直線部 ⊕ 35 曲線部 ⊕ 65	直線部 ⊕ 50 曲線部 ⊕ 100						
	スパン長 (L)	直線部 ⊕ 13 曲線部 ⊕ 20	直線部 ⊕ 20 曲線部 ⊕ 30						
	施工延長		⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 150						

工種	項目	管理基準値 (mm)	(参考) 規格値 (mm)	測定基準	管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘要
					管理図表によるもの (様式2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
6 水 路  工 事	鉄筋コンクリート 大型フリューム	基準高 (V)	⊕ 20	⊕ 30	基準高、中心線のズレ (直線部)について は施工延長おおむね50m につき1箇所の割合で 測定する。  中心線のズレ (e)  施工延長	左記のもの で20点未満 のもの及び 施工延長 以上のも の	—		幅、厚さはL形 水路のみ測定 する。
	幅 (B)	⊕ 25 ⊖ 15	⊖ 25						
	鉄筋コンクリート L形水路	厚さ (T)	⊕ 20 ⊖ 15	⊖ 20					
	中心線のズレ (e)	直線部 ⊕ 35  曲線部 ⊕ 65	直線部 ⊕ 50  曲線部 ⊕ 100						
ボックスカルバ ート水路	基準高(V)	⊕ 20	⊕ 30	基準高、中心線のズレ (直線部)について は施工延長おおむね50m につき1箇所の割合で 測定する。  中心線のズレ (e)	左記のもの で20点未満 のもの及び 施工延長 以上のも の	—		幅 (B)、厚さ (T) はL形水路のみ測定する。	

工種		項目	管理基準値 (mm)	(参考) 規格値 (mm)	測定基準	管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘要
						管理図表によるもの (様式2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
7 河 川 及 び 排 水 路 工 事	コンクリート 法覆工 アスファルト 法覆工	基準高 (V)	⊕ 30	⊕ 45	施工延長おおむね50m につき1箇所の割合で 測定する。 上記未満は2箇所測定 する。	基準高、厚さ、法長で 20点未満のもの及び 施工延長	左記のもので20点未満 のもの及び施工延長	—		
		厚さ (T)	厚さ10cm未満 ⊕ 15 〃 10cm以上 ⊕ 20	⊕ 20 ⊕ 30						
		法長 (L)	法長2m未満 ⊕ 30 〃 2m以上 ⊕ 65	⊕ 50 ⊕ 100						
		施工延長		⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊕ 150						
	コンクリートブロ ック積み水路 鉄筋コンクリート 柵渠	基準高 (V)	⊕ 30	⊕ 50	基準高、中心線のズレ (直線部) については 施工延長おおむね50m につき1箇所の割合で 測定する。 中心線のズレ(曲線 部)についてはおおむ ね10mにつき1箇所 の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定 する。 幅、高さについては施 工延長50mにつき1 箇所の割合で測定す る。 上記未満は2箇所測定 する。	基準高、幅、高 さ、中心 線のズレで 20点以上の もの	左記のもので20点未満 のもの及び施工延長	—		幅、高さは柵 渠には適用し ない。
		幅 (B)	⊕ 25	⊖ 40						
		高さ (H)	⊕ 25	⊖ 40						
		中心線のズレ (e)	直線部 ⊕ 35 曲線部 ⊕ 65	直線部 ⊕ 50 曲線部 ⊕ 100						
		施工延長		⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊕ 150						

工種	項目	管理基準値 (mm)	(参考) 規格値 (mm)	測定基準	管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘要
					管理図表によるもの (様式2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
7 河 川 及 び 排 水 路 工 事	ライニング水路 連節プロツク コンクリート マット	基準高 (V)	⊕ 50	⊕ 75	施工延長おおむね50m につき1箇所の割合で 測定する。 上記未満は2箇所測定 する。	基準高、幅、 法長で20点 以上もの で20点未満 のもの及び 施工延長	—		布設時の値である。
		幅 (B)	⊕ 50	⊖ 75					
		法長 (L)	法長2m未満 ⊕ 30 〃 2m以上 ⊕ 65	⊖ 50 ⊖ 100					
		施工延長		⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 150					

工種	項目	管理基準値 (mm)	(参考) 規格値 (mm)	測定基準	管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘要	
					管理図表によるもの (様式2-1、 2-2、3-4)	結果一覧表によるもの (様式3-1、 3-4)	構造図に朱記、併記するもの			
8 管 水 路 工 事	管体基礎工 (砂基礎等)	幅 (B)	⊖ 65	⊖ 100	施工延長おおむね50m につき1箇所の割合で 測定する。 上記未満は2箇所測定 する。	幅、高さで20 点以上もの の	左記のもの で20点未満 のもの	—		基礎材が異なる 場合は種類毎に 測定する。 高さ(H)の管理 は、V2-V1で算 出するものとす る。
		高さ (H)	⊕ 20	⊕ 30						
	管水路 (遠心力鉄筋コン クリート管) RC管	基準高 (V)	⊕ 20、 ただし 被圧地下水のある場 合 ⊕ 30	⊕ 30 ⊕ 50	基準高、中心線のズレ (直線部)については 施工延長おおむね50m につき1箇所の割合で 測定する。 中心線のズレ(曲線部) についてはおおむね 10mに1箇所の割合で 測定する。 上記未満は2箇所測定 する。 ジョイント間隔につい ては1本毎に測定する。	基準高、中心 線のズレ、ジ ョイント間 隔で20点以 上のもの	左記のもの で20点未満 のもの及び 施工延長	—		Vの測定は管底 (V1)を原則とし、 測定時期は埋 戻完了とする。 ただし、Φ1,350 mm以下又は管 底での測定作業 が困難な場合は、 管頂まで埋戻後 の管頂(V2)でも よい。 eの測定は管頂ま で埋戻時の管頂 を原則とする。 なお、「埋戻完了」 とは、特に指示が ない場合は舗装 (表層、上層路 盤、下層路盤)を 除いた埋戻完了 時点とする。
		中心線のズ れ (e)	⊕ 65	⊕ 100						
		ジョイント 間隔 (z)	別表イ 参照	別表イ 参照						
		施工延長		⊖ 0.1%、 ただし延長 200m未満 ⊖ 200						

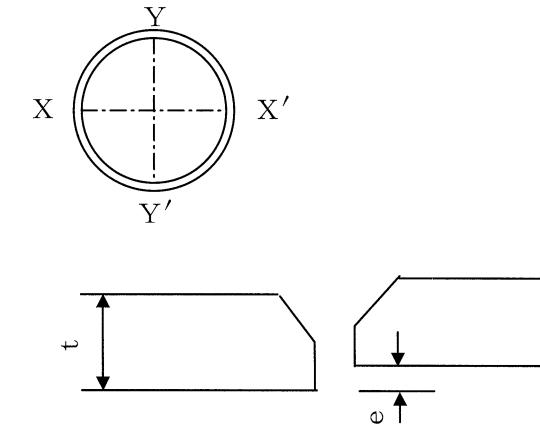
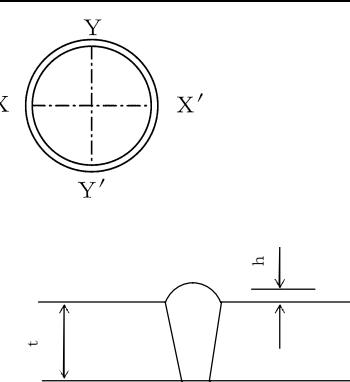
工種	項目	管理基準値 (mm)	(参考) 規格値 (mm)	測定基準	管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘要	
					管理図表によるもの (様式2-1、 2-2、3-4)	結果一覧表によるもの (様式3-1、 3-4)	構造図に朱記、併記するもの			
8 管 水 路 工 事	管水路 (ダクタイル 鋳鉄管) K形 U形 T形 (強化プラスチック複合管) B形、T形 C形	基準高 (V)	⊕ 20、 ただし 被圧地下水のある場合 ⊕ 30	⊕ 30 ⊕ 50	基準高、中心線のズレ (直線部)について は施工延長おおむね50m につき1箇所の割合で 測定する。  中心線のズレ(曲線部) についてはおおむね 10mにつき1箇所の割 合で測定する。  上記未満は2箇所測定 とする。  ジョイント間隔につい ては1本毎に測定する。	基準高、中心 線のズレ、ジ ョイント間隔 で20点未満 のもの及び 施工延長 もの	左記のもの で20点未満 のもの及び 施工延長 もの	—	ジョイント間隔 測定位置(Z)	Vの測定は管底 (Vi)を原則と し、測定時期は 埋戻完了とす る。 ただし、Φ1,350 mm以下又は管 底での測定作業 が困難な場合 は、管頂まで埋 戻後の管頂(V2) でもよい。  eの測定は管頂 まで埋戻時の管 頂を原則とす る。  なお、「埋戻完了」 とは、特に指示が ない場合は舗装 (表層、上層路 盤、下層路盤)を 除いた埋戻完了 時点とする。
	中心線のズレ (e)		⊕ 65	⊕ 100						
	ジョイント 間隔	別表ウ及び別表エ参照	別表ウ及び別表エ 参照							
	施工延長			⊖ 0.1%、 ただし延長 200m未満 ⊖ 200						
管水路 (硬質ポリ塩化ビ ニル管)	基準高 (V)	⊕ 30	⊕ 50	設計図書に示された基 準高、あるいは埋設深、 中心線のズレ(直線部) については施工延長お おむね50mにつき1箇 所の割合で測定する。  中心線のズレ(曲線部) についてはおおむね 10mにつき1箇所の割 合で測定する。  上記未満は2箇所測定 する。	基準高、埋設 深、中心線の ズレで20点 以上のもの	左記のもの で20点未満 のもの及び 施工延長	—	基準高 (V) は、Vi、V2のいづれ か一方を測定し管理する。		
	埋設深 (H)	⊕ 65 ⊖ 35	⊖ 50							
	中心線のズレ (e)	⊕ 80	⊕ 120							
	施工延長									

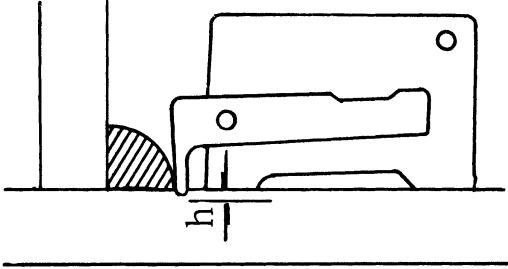
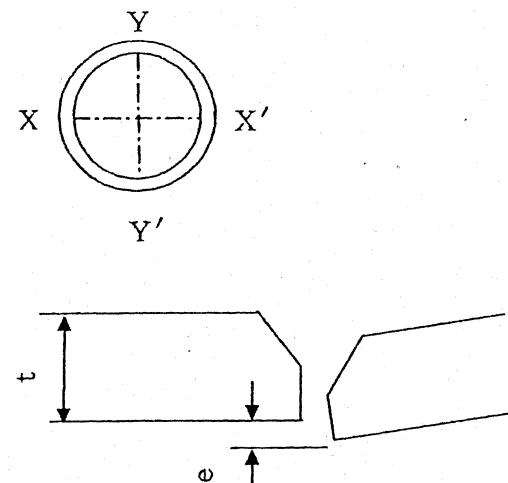
工種	項目	管理基準値 (mm)	(参考) 規格値 (mm)	測定基準	管 理 方 式	測 定 箇 所 標 準 図	摘要	
					管理図表によるもの (様式2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの	
8 管水路工事	管水路(鋼管)	管種等の適用範囲は原則として下記による。  管種 JIS G 3443-2004 (水輸送用塗覆装鋼管) WSP A-101-2009 (農業用プラスチック被覆鋼管)  寸法 80A~3500A  塗覆装方法 管外面 長寿命形プラスチック被覆又はアスファルト塗覆装 管内面 水道用液状エポキシ樹脂塗装とする。 なお、塗覆装方法の詳細は、別表カのとおりとする。  接合法 突き合わせ溶接継手とする。  工法 通常の開削による布設工法とする。  管路の範囲 導水管、送水管及び配水管とし、配水池、ポンプなどの端部施設との接続部までとする。	基準高 (V)  ④ 20 ただし、 被圧地下水のある場合 ④ 30	④ 30  ④ 50	基準高、中心線のズレ (直線部)については 施工延長おおむね50m につき1箇所の割合で 測定する。  中心線のズレ (e)  ④ 30	左記のもの で20点未満 のもの及び 施工延長 —	—	Vの測定は管底 (V <sub>1</sub> )を原則とし、測定時期は埋戻完了とする。 ただし、Φ1,350 mm以下又は管底での測定作業が困難な場合は、管頂まで埋戻後の管頂 (V <sub>2</sub> )でもよい。 eの測定は管頂まで埋戻時の管頂を原則とする。 なお、「埋戻完了」とは、特に指示がない場合は舗装(表層、上層路盤、下層路盤)を除いた埋戻完了時点とする。
	管布設	施工延長	⊖ 0.1%、 ただし延長 200m未満 ⊖ 200	基準高、中心線のズレ (曲線部) についてはおおむね 10mにつき1箇所の割 合で測定する。 上記未満は2箇所測定 する。				

工種	項目	管理基準値 (mm)	(参考) 規格値 (mm)	測定基準	管 理 方 式			測 定 管 所 標 準 図	摘要			
					管理図表によるもの (様式2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-2)	点検表によるもの (様式3-3)					
8 管 水 路 工 事	V型開先 (両面溶接)	ルート ギャップ (s)	0~3	溶接箇所10箇所につき 1箇所の割合で測定する。	ルートギャップで20点 以上のもの 左記のもので20点未満 のもの及び ベベル角度、ルート フェイス	—	—		左記によらない場合は特記 仕様書によるものとする。			
		ベベル角度 (θ)	30~35°									
		ルート フェイス (a)	≤2.4									
	V型開先 テーパ付き直管 (両面溶接)	ルート ギャップ (s)	0~3	テーパ付き直管同士の 溶接箇所全数を測定する。					左記によらない場合は特別 仕様書によるものとする。			
		ベベル角度 (θ)	Y, Y' : 30~35° X' : 35~15° X : 30~50°									
		ルート フェイス (a)	≤2.4									

工種		項目	管理基準値 (mm)	(参考) 規格値 (mm)	測定基準	管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管 水 路 工 事	8	V型開先 (片面溶接)	ルート ギャップ (s)	1~4		管理図表に よるもの (様式2-1、 2-2)	結果一覧表 によるもの (様式3-2)	点検表によ るもの (様式3-3)		
管 水 路 工 事	8	ベベル角度 (θ)	30~35°		現場切り合わせの場合のみ全溶接箇所を測定する。	ルートギャップで20点以上ものもの及びベベル角度、ルートフェイス	左記のもので20点未満のもの及びベベル角度、ルートフェイス	—		左記によらない場合は特記仕様書によるものとする。
		ルート フェイス (a)	≤2.4			ルートギャップで20点以上ものもの及びベベル角度、ルートフェイス	左記のもので20点未満のもの及びベベル角度、ルートフェイス	—		
		V型開先 (片面裏当溶接)	ルート ギャップ (s)	4以上		ルートギャップで20点以上ものもの及びベベル角度、ルートフェイス	左記のもので20点未満のもの及びベベル角度、ルートフェイス	—		
管 水 路 工 事	8	ベベル角度 (θ)	22.5~27.5°		現場切り合わせの場合のみ全溶接箇所を測定する。	ルートギャップで20点以上ものもの及びベベル角度、ルートフェイス	左記のもので20点未満のもの及びベベル角度、ルートフェイス	—		左記によらない場合は特記仕様書によるものとする。
		ルート フェイス (a)	≤2.4			ルートギャップで20点以上ものもの及びベベル角度、ルートフェイス	左記のもので20点未満のもの及びベベル角度、ルートフェイス	—		

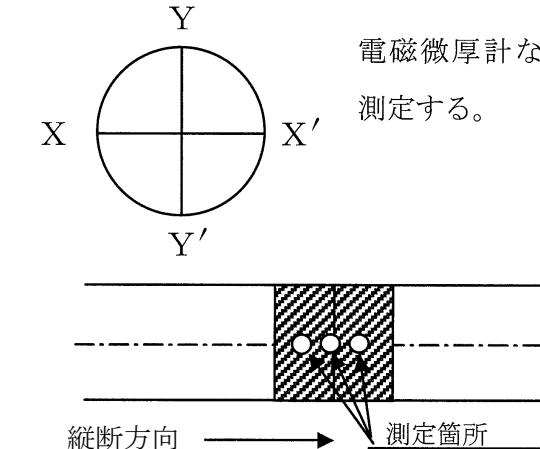
工種	項目	管理基準値 (mm)	(参考) 規格値 (mm)	測定基準	管 理 方 式			測 定 管 所 標 準 図	摘要			
					管理図表によるもの (様式2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-2)	点検表によるもの (様式3-3)					
8 管 水 路 工 事	X型開先 (両面溶接)	ルート ギャップ (s)	0~3	溶接箇所10箇所につき 1箇所の割合で測定す る。	ルートギャ ップで20点 以上のもの 及び ベベル角 度、ルート フェイス	左記のもの で20点未満 のもの及び ベベル角 度、ルート フェイス	-		左記によらな い場合は特記 仕様書による ものとする。			
		ベベル角度 (θ₁) (θ₂)	30~35° 40~45°									
		ルート フェイス (a)	2以下									
	X型開先 テープ付き直管 (両面溶接)	ルート ギャップ (s)	0~3	テープ付き直管同士の 溶接箇所全数を測定す る。					左記によらな い場合は特別 仕様書による ものとする。			
		ベベル角度 (θ₁) (θ₂)	Y,Y' : 30~35° X' : 35~15° X : 30~50° Y,Y' : 40~45° X' : 40~60° X : 45~25°									
		ルート フェイス (a)	2以下									

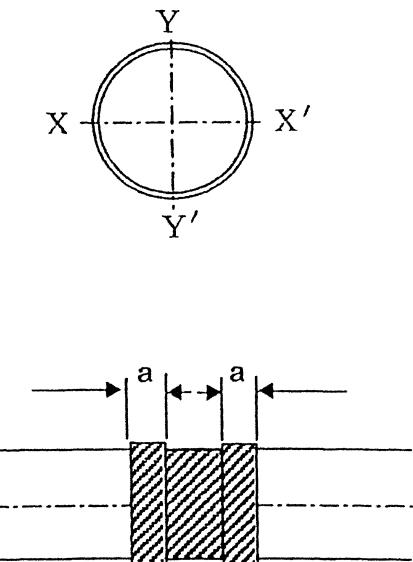
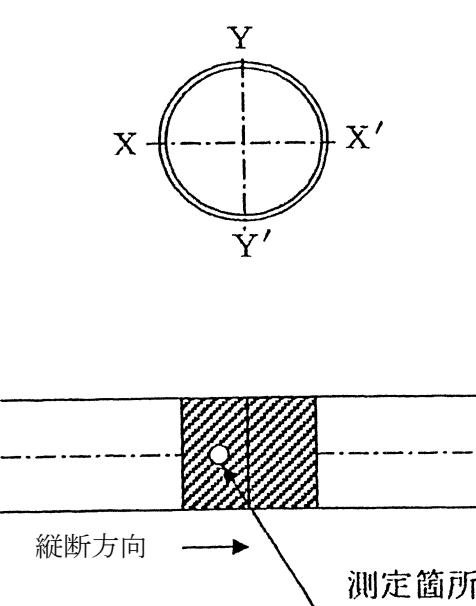
工種		項目	管理基準値 (mm)	(参考) 規格値 (mm)	測定基準	管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘要
管理図表によるもの (様式2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-2)	点検表によるもの (様式3-3)								
8 管 水 路 工 事	周継手溶接	目違い (e) 両面溶接	t : 板厚 $t \leq 6$ $e \leq 1.5$ $6 < t \leq 20$ $e \leq 0.25t$ $20 < t \leq 38$ $e \leq 5.0$ $t \leq 6$ $e \leq 1.5$ $6 < t \leq 16$ $e \leq 0.25t$ $16 < t \leq 38$ $e \leq 4.0$		溶接箇所10箇所につき 1箇所の割合で測定する。	目違い、余盛 高で20点以 上のもの	左記のもの で20点未満 のもの	—		
		余盛高 (h)	t : 板厚 $t \leq 12.7$ $h \leq 3.2$ $t > 12.7$ $h \leq 4.8$							

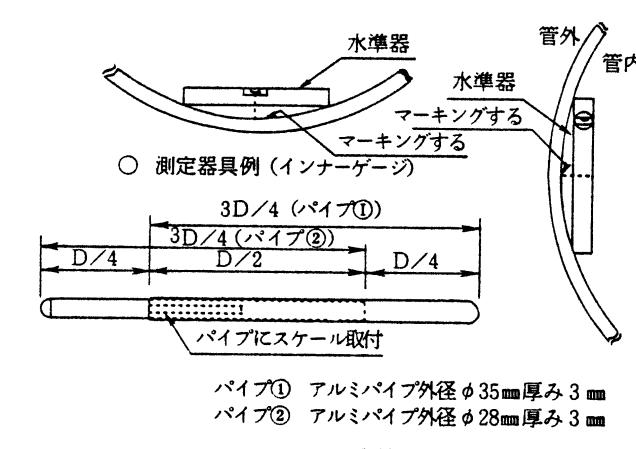
工種	項目	管理基準値 (mm)	(参考) 規格値 (mm)	測定基準	管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘要
					管理図表によるもの (様式2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-2)	点検表によるもの (様式3-3)		
8 管 水 路 工 事	周継手溶接 アンダカット (h)	$h \geq 0.5$ は不合格。 $0.3 < h \leq 0.5$ は、1個の長さ30mm(内側にあっては50mm)を越えるもの、又は合計長さが管の円周長さの15%を越えるものは不合格。 $h \leq 0.3$ は合格。		1箇所毎に全円周を目視により点検し、懸念のある部分はゲージにより点検する。	—	—	○		
	ビード外観	ビード表面に極端な不揃い部分があつてはならない。		1箇所毎に全円周を目視により点検する。					
	その他	溶接部及びその付近には、割れ、アーフストライクの跡、有害と認められる程度のオーバラップ、ピット、ジグ跡などの欠陥があつてはならない。							
周継手溶接テープ 付き直管	目違い (e) 両面溶接	$t$ : 板厚 $t \leq 6 \quad e \leq 1.5$ $6 < t \leq 20 \quad e \leq 0.25t$ $20 < t \leq 38 \quad e \leq 5.0$		テープ付き直管同士の溶接箇所全数を測定する。	目違い、余盛高で20点以上もののもの	左記のもので20点未満のもの	—		

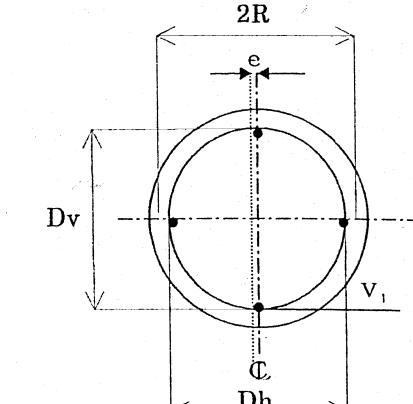
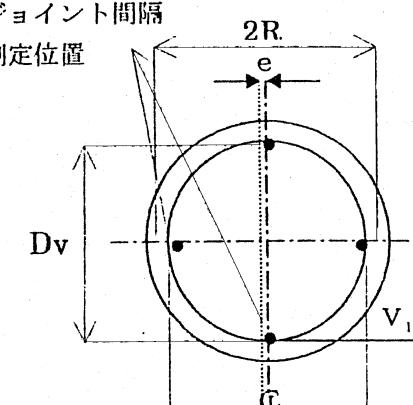
工種	項目	管理基準値 (mm)	(参考) 規格値 (mm)	測定基準	管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘要
					管理図表によるもの (様式2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-2)	点検表によるもの (様式3-3)		
8 管 水 路 工 事	周継手溶接テープ付き直管	余盛高 (h)  t : 板厚 $t \leq 12.7 \quad h \leq 3.2$ $t > 12.7 \quad h \leq 4.8$  ただし、 $h = (h_1 + h_2)/2$							
すみ肉溶接	脚長 (T)	指定脚長を下回ってはならない。 ただし、1溶接線の長さの5%以下で -1.0mmまでは認められる。		溶接線全長にわたって 目視により点検し、懸念のある部分はゲージ により点検する。	-	-	○		
	のど厚 (L)	指定のど厚を下回ってはならない。 ただし、1溶接線の長さの5%以下で -0.5mmまでは認められる。							

工種	項目	管理基準値 (mm)	(参考) 規格値 (mm)	測定基準	管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘要	
					管理図表によるもの (様式2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-2)	点検表によるもの (様式3-3)			
8 管 水 路 工 事	すみ肉溶接	アンダカット (h)	0.5 < h < 1.0 の時アンダカットの長さが板厚よりも大きいものがあってはならない。 h ≥ 1.0 のアンダカットはあってはならない。		溶接線全長にわたって目視により点検し、懸念のある部分はゲージにより点検する。	—	—	○		
		ピット	ピットの直径が1mm以下では溶接長さ1mにつき3個までを許容する。 しかし直径が1mmを超えるものはあってはならない。							
		ビード外観	ビード表面に極端な不揃い部分があつてはならない。							
		その他	溶接部及びその付近には、割れ、アークストライクの跡、有害と認められる程度のオーバラップ、ジグ跡などの欠陥があつてはならない。							
放射線透過試験	別表才参照	別表才の判定基準参考			周縫手溶接の場合、全溶接線長の5%を撮影するものとする。 すみ肉溶接の場合は特記仕様書による。	—	—	○		全溶接線長とは、溶接箇所全ての溶接線長の総計をいう。
素地調整	外 観	水分、錆、油等があつてはならない。			現場塗装全面を点検する。	—	—	○		
エポキシ樹脂 塗装	外 観	塗装表面に異物の混入、塗りむら、塗り流れなどがあつてはならない。			現場塗装全面を点検する。	—	—	○		JIS G 3443-4に準じる。

工 種	項 目	管理基準値 (mm)	(参考) 規格値 (mm)	測定基準	管 理 方 式			測定箇所標準位置図及び測定要領	摘要	
					管理図表によるもの (様式2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-2)	点検表によるもの (様式3-3)			
8 管 水 路 工 事	エポキシ樹脂 塗装	膜 厚	最低膜厚は、別表カもしくは特別仕様書に規程する膜厚を下回ってはならない。	現場塗装箇所10箇所につき1箇所測定するものとし、1箇所につき12点測定する。（天地左右、縦断方向に各3点）	膜厚で20点以上もののもの	左記のもので20点未満のもの	—	 <p>電磁微厚計などで測定する。</p>		
	ピンホール	火花の発生するような欠陥があつてはならない。	現場塗装全面を点検する。		—	—	○			
	付着性	付着不良の欠陥があつてはならない。			—	—	○			

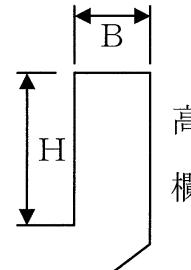
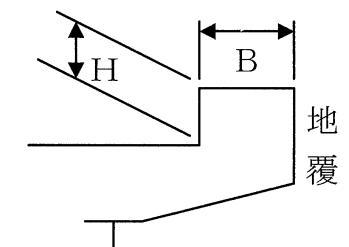
工種	項目	管理基準値 (mm)	(参考) 規格値 (mm)	測定基準	管 理 方 式			測定箇所標準位置図及び測定要領	摘要
					管理図表によるもの (様式2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-2)	点検表によるもの (様式3-3)		
8 管 水 路 工 事	ジョイント コート	焼 損	あつてはならない。	ジョイントコード全数 を点検する。	—	—	○		
		両端のめくれ	有害な欠陥となる大きめ くればあつてはならない。						
		ふくれ	ジョイントコートの両端か ら50mm以内にふくれがあつ てはならない。						
		工場被覆部と の重ね代(a)	片側50mm以上						
		ピンホール	火花の発生するような欠陥 があつてはならない。					<p>ホリデーディテクターを用いてピンホール検査を行 う。試験電圧は10,000~12,000Vを標準とする。</p> 	
	膜 厚	別表カのとおり1.5mm以上 ただし、加熱収縮後の厚さ とする。		ジョイントコート施工 箇所10箇所につき1箇 所測定するものとし、1 箇所につき4点測定す る。	膜厚で20点 以上のもの	左記のもの で20点未満 のもの	—		

工種	項目	管理基準値 (mm)	(参考) 規格値 (mm)	測定基準	管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘要									
					管理図表によるもの (様式3-5)	結果一覧表によるもの (様式3-5)	構造図に朱記、併記するもの											
8 管水路 管 水 路 工 事	管水路 (埋設とう性管) ダクタイル鋳鉄管 鋼管 強化プラスチック管	管種等の適用範囲は原則として下記による。  JIS G5526 (ダクタイル鋳鉄管) JDPA G1027 (農業用水用ダクタイル鋳鉄管) JIS G3443-1 (水輸送用塗覆装鋼管—第1部：直管)  WSP A-101 (農業用プラスチック被覆鋼管) JIS A5350 (強化プラスチック複合管) FRPM K1111-2006 (強化プラスチック複合管内圧管フィラメントワインディング成形法) K2111-2006 (強化プラスチック複合管内圧管遠心力成形法)						管据付時の測定の際、以下の手順で天・地・左・右の各測定基準点を固定し、以後同一点でたわみ量を測定する。 ① 測定しようとする管の管中央位置を管底及び左右管側にペイントでマークリングする。 ② その位置に水準器を下図のように水平におく。その後、水準器の中央点を管にマークリングする。 ③ ②でマークリングした点に測定棒を立て、測定棒に水準器を添わせて測定棒を垂直にし、その状態で測定棒をスライドさせ測定棒と管の接点をマークリングする(管天測点となる)。 ④ ①でマークリングした位置(左右管側)に下図のように水準器を使って水平点をマークリングする。										
たわみ率	締固め程度	なし I I 碓質土 II	⊕ 3% ⊕ 3% ⊕ 4% ⊕ 4%	⊕ 5% ⊕ 5% ⊕ 5% ⊕ 5%	施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。 測定は定尺管の中央部とする。 測定時期は管据付時(接合完了後)、管頂埋戻時及び埋戻完了時とする。 なお、「埋戻完了」とは、特に指示がない場合は舗装(表層、上層路盤、下層路盤)を除いた埋戻完了時点とする。	各測定時期で20点以上ものもの	左記のもので20点未満のもの	—	 <p>たわみ率の計算  <math>\Delta X / 2R \times 100 (\%)</math>  <math>\Delta X = [2R - (Dh + t)]</math> 又は  <math>[2R - (Dv + t)]</math>      2R : 管厚中心直徑      t : 管厚</p>	管径900mm以上に適用する。矢板施工の場合は管据付時、矢板引抜き時及び埋戻完了時に測定する。  締固め程度は次のとおりである。 <table border="1" data-bbox="2763 1729 3017 2021"> <tr> <td>締固めの程度</td> <td>仕上り程度</td> </tr> <tr> <td>締固めなし</td> <td>締まった状態を指しわゆる膨軟状態ではない。</td> </tr> <tr> <td>締固め I</td> <td>締固め度の 85%以上</td> </tr> <tr> <td>締固め II</td> <td>締固め度の 90%以上</td> </tr> </table>	締固めの程度	仕上り程度	締固めなし	締まった状態を指しわゆる膨軟状態ではない。	締固め I	締固め度の 85%以上	締固め II	締固め度の 90%以上
締固めの程度	仕上り程度																	
締固めなし	締まった状態を指しわゆる膨軟状態ではない。																	
締固め I	締固め度の 85%以上																	
締固め II	締固め度の 90%以上																	

工種		項目	管理基準値 (mm)	(参考) 規格値 (mm)	測定基準	管 理 方 式			測 定 管 所 標 準 図	摘要
						管理図表によるもの (様式2-1、2-2 3-4、3-5)	結果一覧表によるもの (様式3-1、 3-4、3-5)	構造図に朱記、併記するもの		
8 管 水 路 工 事	シールド工事 (一次覆工) コンクリート セグメント 銅製セグメン ト	基準高 (V)	⊕ 30	⊕ 50	基準高、中心線のズレ(直線部)、たわみ率については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部) についてはおおむね10mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。	基準高、中心線のズレ(直線部)、たわみ率で20点未満のもの及び施工延長	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—	 <p>基準高 (V) は、V<sub>1</sub>を測定し管理する。            たわみ率の計算  <math>\Delta X / 2R \times 100(\%)</math>  <math>\Delta X = [2R-(Dh+t)]</math> 又は  <math>[2R-(Dv+t)]</math>            2R : 管厚中心直径            t : 管厚</p>	Vの測定は管底 (V <sub>1</sub> ) を原則とし、測定期は完了時とする。
		中心線のズレ (e)	直線部 ⊕ 65 曲線部 ⊕ 100	直線部 ⊕ 100 曲線部 ⊕ 150						
		施工延長		⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊕ 150						
		たわみ率	⊕ 3%	⊕ 5%						
シールド工事 (二次覆工) 既製管覆工 推進工事	基準高(V)  中心線のズレ (e)  ジョイント間隔(Z)  施工延長	既製管挿入工 ⊕ 20 推進工事 ⊕ 30	⊕ 30 ⊕ 50	基準高、中心線のズレ(直線部)、たわみ率については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部) についてはおおむね10mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。 ジョイント間隔については1本毎に測定する。	基準高、中心線のズレ、たわみ率で20点未満のもの及び施工延長	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—	 <p>基準高 (V) は、V<sub>1</sub>を測定し管理する。            たわみ率の計算  <math>\Delta X / 2R \times 100(\%)</math>  <math>\Delta X = [2R-(Dh+t)]</math> 又は  <math>[2R-(Dv+t)]</math>            2R : 管厚中心直径            t : 管厚</p>	Vの測定は管底 (V <sub>1</sub> ) を原則とし、測定期は完了時とする。	
		別表イ、ウ及び別表エ 参照	別表イ、ウ及び別表エ 参照							
		別表イ、ウ及び別表エ 参照	別表イ、ウ及び別表エ 参照							
		⊖ 0.1%、 ただし延長 200m未満 ⊕ 200	⊖ 0.1%、 ただし延長 200m未満 ⊕ 200							
		⊕ 3%	⊕ 5%							

工 種	項 目	管理基準値 (mm)	(参考) 規格値 (mm)	測定基準	管 理 方 式			測 定箇 所 標 準 図	摘 要	
					管理図表に よるもの (様式2-1、 2-2)	結果一覧表 によるもの (様式3-1)	構造図に朱 記、併記す るもの			
9 烟 かん 施 設 工 事	スプリンクラー	埋設深 (H)	⊕ 65 ⊖ 35	⊖ 50	構造図の寸法標示箇所を測定する。	埋設深で20点以上ものの	左記のもので20点未満のもの	—		

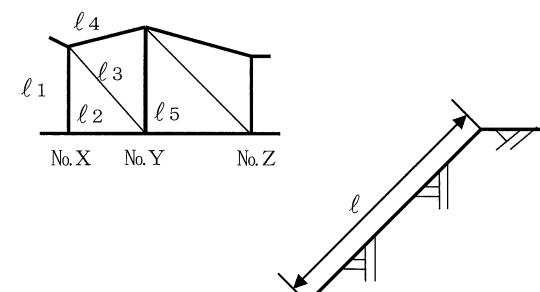
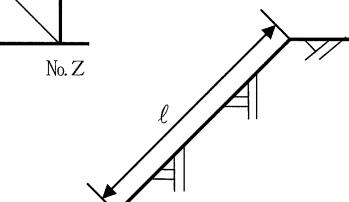
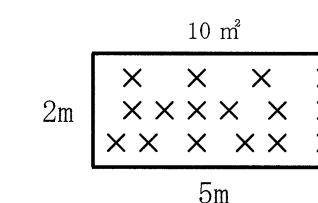
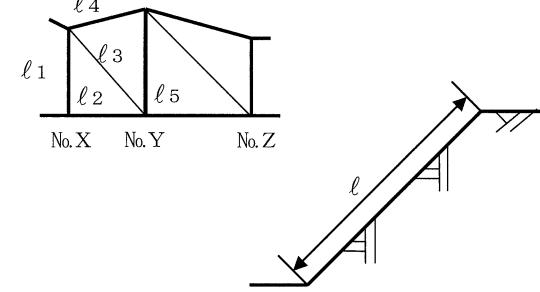
工種	項目	管理基準値 (mm)	(参考) 規格値 (mm)	測定基準	管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘要	
					管理図表によるもの (様式2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの			
10 橋梁工事	コンクリート桁 ポストテンション桁	幅 (B)	上幅 ( $B_1$ ) $\oplus 7 \ominus 3$	$\oplus 10 \ominus 5$	幅、高さについては桁の両端部、中央部の3箇所を全桁数測定する。桁長は各桁で、横方向の最大曲がりについてはプレストレッシング後に、全桁数測定する。	—	構造図に朱記、併記することが困難なもの	幅、高さ、 桁長、横方 向の最大曲 がり		
		高さ (H)	$\oplus 7 \ominus 3$	$\oplus 10 \ominus 5$						
		桁長 (L)	$\oplus 10$	$\oplus 15$						
		横方向の最大曲がり ( $\delta$ ) (桁長 10.5m未満)		1.5L-6						
		横方向の最大曲がり ( $\delta$ ) (桁長 10.5m以上)		10						
		鉄筋コンクリート床版工	基準高 (V)	$\oplus 15$	$\oplus 20$					
		幅 (B)	$\oplus 20$	$\oplus 30$	基準高は1径間当たり2箇所(支点付近)で測定する。 幅は1径間当たり3箇所測定する。 厚さは、おおむね10m <sup>2</sup> に1箇所の割合で測定する。	—	構造図に朱記、併記することが困難なもの	基準高、幅、 厚さ		コンクリート橋に適用する。
		厚さ (T)	$\oplus 13 \ominus 7$	$\oplus 20 \ominus 10$						

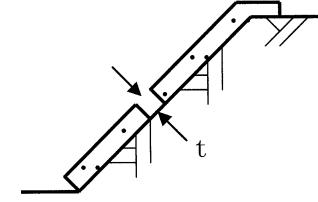
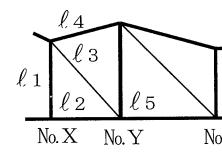
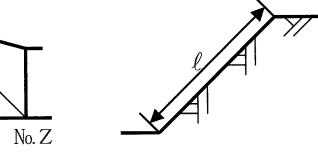
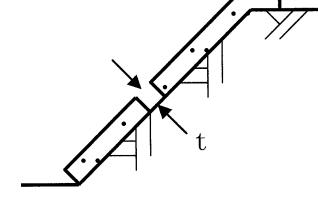
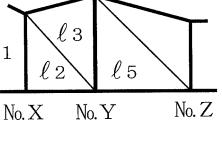
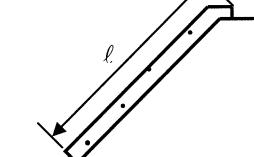
工種	項目	管理基準値 (mm)	(参考) 規格値 (mm)	測定基準	管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘要
					管理図表によるもの (様式2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
10 橋梁工事 鉄筋コンクリート高欄及び地覆工	高欄幅 (B)	⊕ 13	⊖ 20	1径間当たり両端と中央部の両側を測定する。	—	構造図に朱記、併記することが困難なもの	高欄幅、高欄高さ、地覆幅、地覆高さ	 	
	高欄高さ (H)	⊕ 20	⊖ 30						
	地覆幅 (B)	⊕ 13	⊖ 20						
	地覆高さ (H)	⊕ 13	⊖ 20						

工種	項目	管理基準値 (mm)	(参考) 規格値 (mm)	測定基準	管 理 方 式			測 定 管 所 標 準 図	摘要
					管理図表によるもの (様式2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
11 橋梁下部工事	橋台工	敷幅 (B)	⊕ 30	⊖ 50	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部で測定し、その他は構造図の寸法標示箇所を測定する。	—	構造図に朱記、併記することが困難なものの厚さ、高さ、中心線のズレ、天端長、敷長、胸壁間距離		2スパン以上の場合の胸壁間距離は「橋脚工」の橋脚中心間距離において管理する。
		控壁の厚さ (T)	⊕ 20 ⊖ 13	⊖ 20					
		高さ (H)	⊕ 30	⊖ 50					
		中心線のズレ (e)	⊕ 30	⊖ 50					
		天端長 (L <sub>1</sub> )	⊕ 30	⊖ 50					
		敷長 (L <sub>2</sub> )	⊕ 30	⊖ 50					
		胸壁間距離 (L <sub>3</sub> )	⊕ 20	⊖ 30					
	橋台沓部	「1 共通工事の精度を要するもの」の項に定めるところによる	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	L <sub>2</sub>	

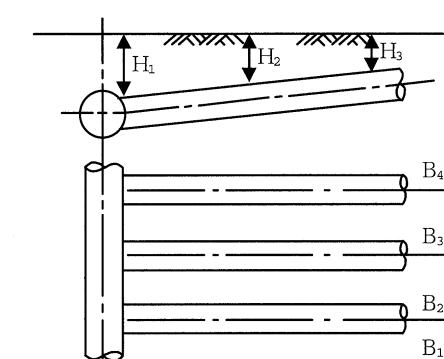
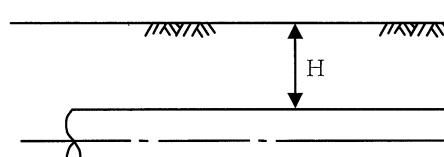
工種	項目	管理基準値 (mm)	(参考) 規格値 (mm)	測定基準	管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘要	
					管理図表によるもの (様式2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの			
11 橋脚工事 橋梁下部工事	橋脚工 張出式 重力式 半重力式	基準高 (V)	⊕ 15	⊕ 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部で測定し、その他は構造図の寸法標示箇所を測定する。	—	構造図に朱記、併記することが困難なもの	基準高、天端長、敷長、天端幅、敷幅、高さ、橋脚中心間距離、中心線のズレ		
	天端長 ( $\ell_1$ )	⊕ 30	⊖ 50							
	敷長 ( $\ell_2$ )	⊕ 30	⊖ 50							
	天端幅 (B <sub>1</sub> )	⊕ 20 ⊖ 13	⊖ 20							
	敷幅 (B <sub>2</sub> )	⊕ 30	⊖ 50							
	高さ (H)	⊕ 30	⊖ 50							
	橋脚中心間距離 (L)	⊕ 20	⊖ 30							
	中心線のズレ (e)	⊕ 30	⊖ 50							

工種	項目	管理基準値 (mm)	(参考) 規格値 (mm)	測定基準	管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘要
					管理図表によるもの (様式2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
11 橋脚工 (ラーメン式) 橋梁下部工事	基準高 (V)	⊕ 15	⊕ 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部で測定し、その他は構造図の寸法標示箇所を測定する。	—	構造図に朱記、併記することが困難なもの	基準高、天端長、天端幅、中間幅、基礎幅、高さ、厚さ、橋脚中心間距離、中心線のズレ		
	天端長 (θ)	⊕ 15	⊖ 20						
	天端幅 (B <sub>1</sub> )	⊕ 20 ⊖ 13	⊖ 20						
	中間幅 (d)	⊕ 15	⊖ 20						
	基礎幅 (B <sub>2</sub> , b)	⊕ 30	⊖ 50						
	高さ (H)	⊕ 30	⊖ 50						
	厚さ (T)	⊕ 20 ⊖ 13	⊖ 20						
	橋脚中心間距離 (L)	⊕ 20	⊕ 30						
	中心線のズレ (e)	⊕ 30	⊕ 50						

工種	項目	管理基準値 (mm)	(参考) 規格値 (mm)	測定基準	管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘要	
					管理図表によるもの (様式2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの			
12 法 面 保 護 工 事	ラス張 植生マット 植生シート 繊維ネット 張芝	面 積 (A)		施工面積≥設計面積	全施工面積について展開図又はその他の方法により測定(求積)する。	—	—	展開図及び 測線長	 	$\ell_n$ : 測線をいう。
	人工張芝	アンカーピン数		ラス張 $\phi 9(D10) \times L=200\text{mm}$ 1.5本/m <sup>2</sup> 以上 $\phi 16(D16) \times L=400\text{mm}$ 0.3本/m <sup>2</sup> 以上	ラス張は200m <sup>2</sup> に1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。	—	測定値を記入	—		(参考) 規格値に示す値は標準であることから、工法により標準本数が異なる場合は、別途監督職員と協議する。
		アンカーピン及び止め釘		植生マット、繊維ネット 肥料袋付 6本/以上 肥料袋無 3本/以上	植生マット及び繊維ネットは500m <sup>2</sup> に1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。	—	—	—	—	—
種子散布	面積 (A)			施工面積≥設計面積	全施工面積について展開図又はその他の方法により測定(求積)する。	—	—	展開図及び 測線長		$\ell_n$ : 測線をいう。

工種	項目	管理基準値 (mm)	(参考) 規格値 (mm)	測定基準	管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘要	
					管理図表によるもの (様式2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの			
12 法面保護工事	客土吹付	厚さ (T)		平均厚さ $\geq$ 設計厚さ ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は設計厚の50%以上とする	施工面積500m <sup>2</sup> に1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。	厚さで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		1吹付直後の厚さとする。 2岩等の突出部の特殊な場合は適用しない。 3設計吹付厚さ5cm以上には適用しない。
		面積 (A)		施工面積 $\geq$ 設計面積	全施工面積について展開図又はその他の方法により測定(求積)する。		展開図及び測線長	 	$l_n$ : 測線をいう。	
	植生基材吹付	厚さ (T)		平均厚さ $\geq$ 設計厚さ 測定値は 設計厚5cm未満 ⊖ 10% 〃 5cm以上 ⊖ 20% ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は設計厚の50%以上とする。	施工面積200m <sup>2</sup> に1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。	厚さで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		1吹付直後の厚さとする。 2岩等の突出部の特殊な場合は適用しない。
		面積 (A)		施工面積 $\geq$ 設計面積	全施工面積について展開図又はその他の方法により測定(求積)する。	—	—	展開図及び測線長	 	$l_n$ : 測線をいう。

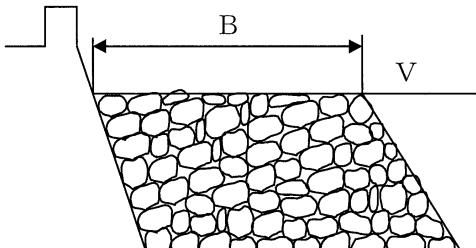
工種	項目	管理基準値 (mm)	(参考) 規格値 (mm)	測定基準	管 理 方 式	測 定 箇 所 標 準 図	摘要	
12 吹付枠 法面保護工事	梁 延 長		施工延長 $\geq$ 設計延長	全施工延長について 展開図により測定する。	管理図表によるもの (様式2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの	測定箇所標準図
	梁 間 隔 (L)		⊕ L/10	施工面積 $200\text{ m}^2$ に1箇所の割合で測定する。	—	—	展開図に朱記、併記する	
	梁断面 (H) (B)		⊖ 20	施工面積 $200\text{ m}^2$ に1箇所の割合で測定する。	間隔で20点以上ものもの	左記のもので20点未満のもの	—	
	コンクリート吹付 モルタル吹付	吹付厚さ (T) 設計厚5cm未満⊕ 7 〃 5cm以上⊕ 15	⊖ 10  ⊖ 20 (ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。)	施工面積おおむね $100\text{ m}^2$ につき1箇所の割合でコア採取又は削孔などして測定する。 上記未満は2箇所測定する。	断面で20点以上ものもの	左記のもので20点未満のもの	—	
					厚さで20点以上ものもの	左記のもので20点未満のもの	—	

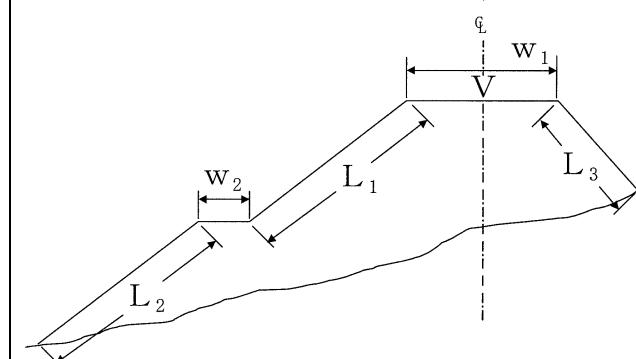
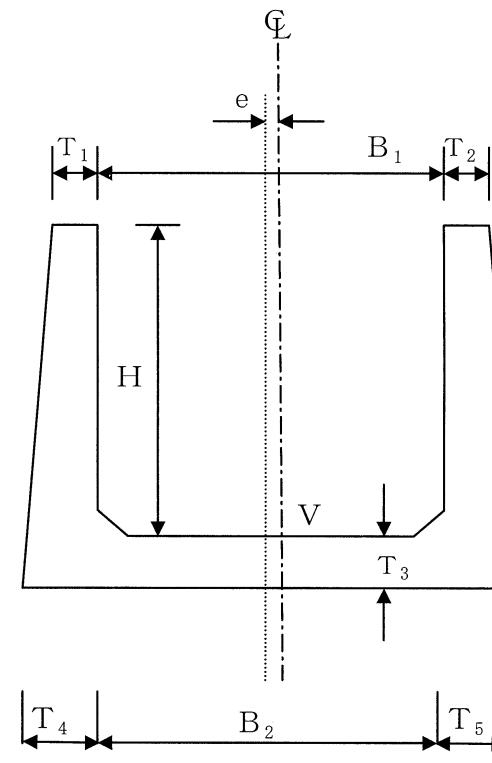
工種	項目	管理基準値 (mm)	(参考) 規格値 (mm)	測定基準	管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘要	
					管理図表によるもの (様式2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの			
13 暗渠排水工事	吸水渠	布設深 (H)	⊕ 100 ⊖ 50	⊖ 75	上、下流端の2箇所を測定する。 ただし、1本の布設長がおおむね100m以上のときは、中間点を加えた3箇所を測定する。	布設深、間隔で20点以上もののもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—		
		間隔 (B)	⊕ 500	⊕ 750						
		施工延長		⊖ 0.2%、 ただし延長 500m以下 ⊖ 1,000						
	集水渠 (支線) 導水渠 (幹線)	布設深 (H)	⊕ 100 ⊖ 50	⊖ 75	施工延長おおむね 50mにつき1箇所の割合で測定する。	布設深で20点以上ものもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—		
		施工延長		⊖ 0.2%、 ただし延長 500m以下 ⊖ 1,000						

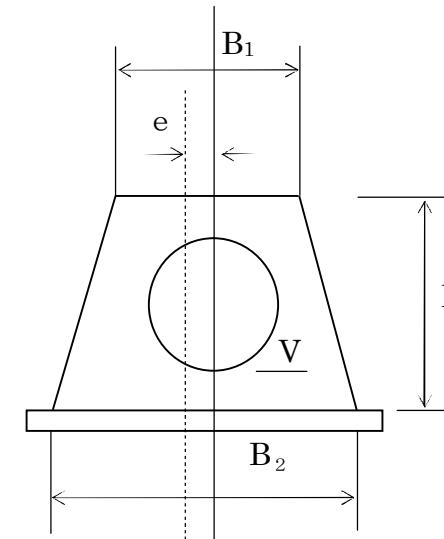
工種	項目	管理基準値 (mm)	(参考) 規格値 (mm)	測定基準	管 理 方 式			測 定 管 所 標 準 図	摘要
					管理図表によるもの (様式2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
14 フィルダム工事	監査廊 (暗渠タイプ)	基準高 (V)	⊕ 20	⊕ 30	1. 基準高、幅、厚さ、高さについては1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 2. 厚さはコンクリート打設前の巻立空間を1スパンの終点において図に示す①～⑧の各点で測定する。 3. 中心線のズレ直線部は50mにつき1箇所、曲線部は1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。	左記のもので20点未満のもの及び施工延長で20点以上のもの	—		
		幅 (B)	⊕ 25 ⊖ 15 ただし、 $B_2, B_3 \ominus 15$	⊖ 25					
		厚さ (T)	⊖ 13	⊖ 20					
		高さ (H)	⊕ 25 ただし、 $H_2 \ominus 25$	⊖ 40					
		中心線のズレ (e)	直線部 ⊕ 50 曲線部 ⊕ 100	直線部 ⊕ 75 曲線部 ⊕ 150					
		スパン長	直線部 ⊕ 13 曲線部 ⊕ 20	直線部 ⊕ 20 曲線部 ⊕ 30					
		施工延長		⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 150					
堤体盛土	ゾーン幅	遮水ゾーン		$\ell_1 \oplus 500 \ominus 0$	ゾーン幅については施工延長おおむね20mにつき1箇所の割合で測定する。	左記のもので20点以上もの	—		1 堤体表面張立(張石)状態に適用する。 2 ゾーン幅とはダム中心線から設計境界線までの距離(l)と各ゾーン単独有効幅(B)をいう 3 管理基準値については別途定めるものとする。 4 各リフト毎の盛立高の管理基準値については別途定めるものとする。
		フィルターゾーン		$\ell_2 \oplus 500 \ominus 0$ 有効幅Bは設計以上					
		トランジションゾーン		$\ell_3 \oplus 1,000 \ominus 500$					
		ロックゾーン		$\ell_4 \oplus 1,000 \ominus 0$ 有効幅Bは設計以上					

工種	項目	管理基準値 (mm)	(参考) 規格値 (mm)	測定基準	管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘要
					管理図表によるもの (様式2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
14 洪水吐 フィルダム工事	基準高 (V)	⊕ 20	⊕ 30	基準高、幅、厚さ、高さについて施工延長1スパンにつき1箇所の割合で測定する。中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。なお、中心線のズレ(曲線部)については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。	基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレ、スパン長で20点未満のもの及び施工延長20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—	<p>測定箇所標準図の説明:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>図は複数の測定箇所を示す構造図である。</li> <li>各箇所は以下のように測定される:       <ul style="list-style-type: none"> <li>高さ: H1, H2, H3, H4</li> <li>幅: T1, T2, T3, T4, T5, T6, T7, T8, T9, T10, T11, T12, T13</li> <li>中心線のズレ: e</li> <li>施工延長: V</li> </ul> </li> <li>斜線部はインパートである。</li> </ul>	インパートと側壁が一体構造の場合、測定箇所は別途定めるものとする。
	幅 (B)	⊕ 25 ⊖ 15	⊖ 25						
	厚さ (T)	⊕ 20 ⊖ 13 ただし、 T <sub>1</sub> ~T <sub>9</sub> ⊖ 13	⊖ 20						
	高さ (H)	⊕ 15	⊖ 25						
	中心線のズレ (e)	直線部 ⊕ 35 曲線部 ⊕ 65	直線部 ⊕ 50 曲線部 ⊕ 100						
	スパン長	直線部 ⊕ 13 曲線部 ⊕ 20	直線部 ⊕ 20 曲線部 ⊕ 30						
	施工延長		⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 150						

工種	項目	管理基準値 (mm)	(参考) 規格値 (mm)	測定基準	管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘要
					管理図表によるもの (様式2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
15 本体頭首工工事	本体	基準高 (V)	⊕ 20	⊕ 30	構造図の寸法標示箇所を測定する。	—	構造図に朱記、併記することが困難なもの	基準高、幅、厚さ、高さ、長さ	
		幅 (B)	天端幅等 ⊕ 20 エプロン部 ⊕ 40	⊖ 30 ⊖ 60					
		厚さ (T)	⊕ 30 ⊖ 20 導流壁、エプロン部等	⊖ 30					
		高さ (H)	⊕ 30 ⊖ 20 導流壁等	⊖ 30					
		長さ (L)	⊕ 100 ⊖ 65 導流壁、エプロン部等	⊖ 100					
	護床ブロック (異形ブロック)	基準高 (V)	⊕ 100	⊕ 150	基準高については施工面積100m <sup>2</sup> につき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。	基準高で20点以上ものの	左記のもので20点未満のもの	—	
		面積 (A)		⊖ 0.2%					

工 種	項 目	管理基準値 (mm)	(参考) 規格値 (mm)	測定基準	管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要	
					管理図表に よるもの (様式2-1、 2-2)	結果一覧表 によるもの (様式3-1)	構造図に朱 記、併記す るもの			
16 捨石工 海岸河川工事	消波ブロック	基準高 (V)	⊕ 200 捨石工は特別仕様書による	⊖ 300 捨石工は特別仕様書による	基準高、幅については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。	基準高、幅で20点以上もの	左記のもので20点未満のもの	左記のもので箇所単位のもの		
		幅 (B)	⊕ 200	⊖ 300						

工種	項目	管理基準値 (mm)	(参考) 規格値 (mm)	測定基準	管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘要
					管理図表によるもの (様式2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
17 堤体工 ため池工事	基準高 (V)	⊕ 65	⊕ 100	線的なものについては施工延長おおむね20mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。	基準高、幅、法長で20点以上ものもの及び施工延長	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	左記のもので箇所単位のもの		1 鋼土の幅は盛土高1m毎に管理する。 2 測定は原則として、水平距離とするが、法長の場合は斜距離とする。 3 出来形測定と写真は同一箇所で行う。 4 出来形図は横断図面を利用して作成する。
	堤幅 (W)	天端幅、小段幅等 ⊖ 65 (鋼土 ⊕ 300、⊖ 0)	⊖ 100						
	法長 (L)	⊖ 65	⊖ 100						
	施工延長		⊖ 200						
	洪水吐工	基準高 (V)	⊕ 20	⊕ 30	基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレについては施工延長1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 箇所単位のものについては適宜構造図の寸法表示箇所を測定する。	基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレ。スパン長で20点以上のもの	箇所単位の構造物について、基準高、幅、厚さ、高さ		スパン長の標準を9mとした場合。
		幅 (B)	⊕ 20	⊕ 30					
		厚さ (T)	⊕ 13	⊕ 20					
		高さ (H)	⊕ 20	⊕ 30					
		中心線のズレ (e)	直線部 ⊕ 35 曲線部 ⊕ 65	直線部 ⊕ 50 曲線部 ⊕ 100					
		スパン長 (L)	直線部 ⊕ 13 曲線部 ⊕ 20	直線部 ⊕ 20 曲線部 ⊕ 30					
		施工延長 (又は長さ)		⊖ 150					

工種	項目	管理基準値 (mm)	(参考) 規格値 (mm)	測定基準	管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘要
					管理図表によるもの (様式2-1、 2-2、3-4)	結果一覧表によるもの (様式3-1、 3-4)	構造図に朱記、併記するもの		
17 桿管工 ため池工事	同上付帯構造物(土砂吐ゲート等)	基準高 (V)	⊕ 20	⊕ 30	基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレについて は施工延長10mにつき 1箇所の割合で測定す る。 ジョイント間隔につい ては、1本毎に測定す る。 箇所単位のものについ ては適宜構造図の寸法 表示箇所を測定する。	左記のもの で、20点未 満のもの及 び施工延長 ト間隔で20 点以上のも の	箇所単位の 構造物につ いて、基準 高、幅、厚 さ、高さ		1 基準高(V)は 管底を原則と する。 2 プレキャスト コンクリート 製品使用の場 合である。 3 底樁がトンネ ルの場合は、 農業土木工事 施工管理基準 水路トンネル 工事の水路ト ンネルに準ず る。 4 斜樁等付帯構 造物は農業土 木工事施工管 理基準 共通 工事のコンク リート付帯構 造物に準ず る。 ただし、基準 高(V)は、取 水孔(ゲート 中心)の標高 とし、高さ (H)は斜面 直角方向とす る。
		幅 (B)	⊕ 20 ⊖ 13	⊖ 20					
		厚さ (T)	⊕ 20 ⊖ 13	⊖ 20					
		高さ (H)	⊕ 13	⊖ 20					
		中心線のズレ (e)	直線部 ⊕ 35  曲線部 ⊕ 65	直線部 ⊕ 50  曲線部 ⊕ 100					
	施工延長			⊖ 150					

別表ア 基礎杭打工 偏心管理基準値

	杭 径	木 杭		プレキャストコンクリート杭			杭 径	鋼 管 杭		場 所 打 杭	
		管理基準値	(参考) 規 格 値	管理基準値	(参考) 規 格 値			管理基準値	(参考) 規 格 値	管理基準値	(参考) 規 格 値
	60	60	225				60				
	90	90	225				90				
	120	120	225				120				
	150	150	225				150				
	180	180	225				180				
	210	210	225				210				
	200			33	50		200				
	250			41	62		250				
	300			50	75		300				
	350			58	87		350				
	400			66	100		400	66	100		
	450			66	100		450	66	100		
	500			66	100		500	66	100		
	550		—	—	—		550	66	100		
	600			66	100		600	66	100		
	700			66	100		700	66	100		
	800			66	100		800	66	100	66	100
	900						900	66	100	—	—
	1,000						1,000	66	100	66	100
	1,200						1,200			66	100
	1,500						1,500			66	100
	1,800						1,800			66	100
	2,000						2,000			66	100
	2,500						2,500			66	100
	3,000						3,000			66	100

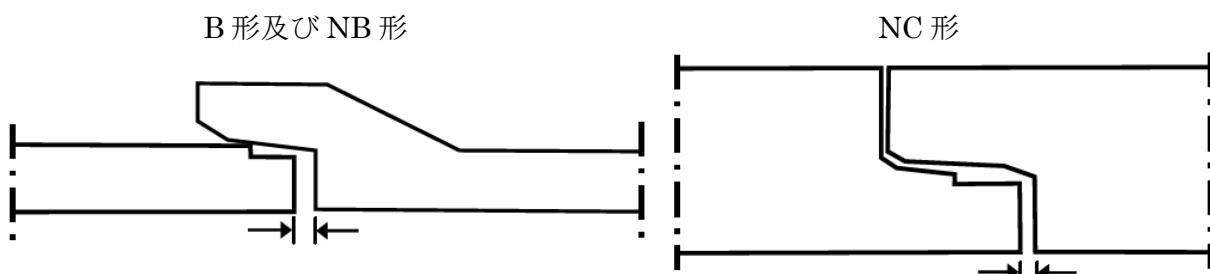
別表イ 管水路(遠心力鉄筋コンクリート管)のジョイント間隔管理基準値

呼び径 (mm)	管理基準値	(参考) 規格値		管理基準値	(参考) 規格値
		8 管水路工事 良質地盤	8 管水路工事 軟弱地盤		
150	+13 0	+20 0	+11 0	+15 0	+23 0
200	+13 0	+20 0	+11 0	+15 0	+23 0
250	+13 0	+20 0	+11 0	+15 0	+23 0
300	+12 0	+18 0	+10 0	+15 0	+23 0
350	+12 0	+18 0	+10 0	+15 0	+23 0
400	+14 0	+21 0	+11 0	+19 0	+29 0
450	+14 0	+21 0	+11 0	+19 0	+29 0
500	+14 0	+21 0	+11 0	+19 0	+29 0
600	+15 0	+23 0	+13 0	+19 0	+29 0
700	+14 0	+21 0	+12 0	+19 0	+29 0
800	+16 0	+24 0	+13 0	+19 0	+29 0
900	+17 0	+26 0	+15 0	+19 0	+29 0
1,000	+21 0	+32 0	+18 0	—	—
1,100	+22 0	+33 0	+19 0	—	—
1,200	+23 0	+35 0	+21 0	—	—
1,350	+24 0	+37 0	+22 0	—	—

- 注) 1. 管理基準値は接合時の値であり、4箇所の平均値とする。  
 2. (参考)規格値は埋戻し後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値を超えてはならない。  
 3. 接合時の測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径700mm以下の場合は、管の外から確認してもよい。また、埋戻後の測定は、原則として呼び径800mm以上に適用する。  
 なお、「埋戻後」とは、特に指示のない限り、舗装(表層、上層路盤、下層路盤)を除いた埋戻完了時点とする。  
 4. 標準値は目地処理のため施工上必要な、本来開くべきジョイント間隔値示している。規格値及び管理基準値は下図に示す位置を測定するものとする。  
 5. 管の外面から測定する場合の測定位置は、施工管理記録様式に示すa' b' c' d'とする。

〈参考〉 ジョイント間隔測定位置を以下に示す。

(1) 内面から計測する場合

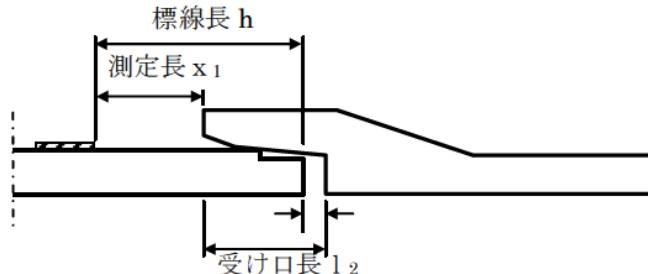


JIS A 5372 RC管 (NC形管)				
呼び径 (mm)	標準値	管 基 準 値	(参考) 規 格 値	(単位: mm)
1,500	5	+24 +5	+33 +5	
1,650	5	+24 +5	+33 +5	
1,800	5	+24 +5	+33 +5	
2,000	5	+24 +5	+33 +5	
2,200	5	+24 +5	+33 +5	
2,400	5	+27 +5	+38 +5	
2,600	5	+27 +5	+38 +5	
2,800	5	+27 +5	+38 +5	
3,000	5	+27 +5	+38 +5	

(2) 外面から計測する場合

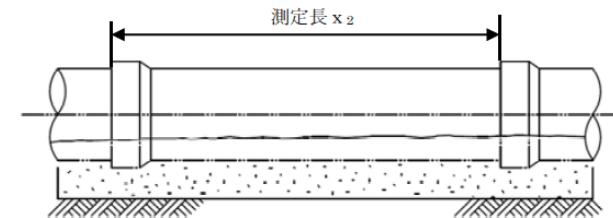
1) 標線による計測

$$\text{ジョイント間隔} = \text{受け口長 } l_2 - (\text{標線長 } h - \text{側線長 } x_1)$$



2) 標線によらない計測 (参考)

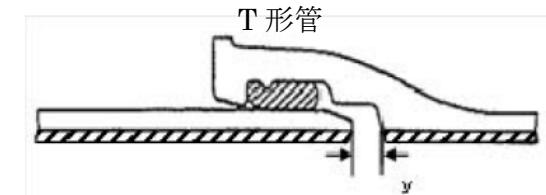
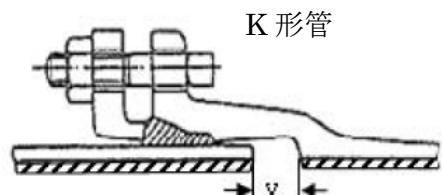
$$\text{ジョイント間隔} = \text{受け口長 } l_2 - (\text{管有効長 } L - \text{側線長 } x_2)$$



別表ウ 管水路（ダクタイル鉄管）ジョイント間隔管理基準値

規格	JIS G5526・5527及び JDPA G1027		JIS G5526・5527及び JDPA G1027・1029	
	8 管水路工事 K形		8 管水路工事 T形（直管）	
	呼び径 (mm)	管理基準値	(参考) 規格値	管理基準値
75	+14 0	+19 0	+11 0	+16 0
100	+14 0	+19 0	+11 0	+16 0
150	+14 0	+19 0	+11 0	+16 0
200	+14 0	+19 0	+10 0	+14 0
250	+14 0	+19 0	+10 0	+14 0
300	+14 0	+19 0	+16 0	+24 0
350	+22 0	+31 0	+16 0	+24 0
400	+22 0	+31 0	+16 0	+24 0
450	+22 0	+31 0	+16 0	+24 0
500	+22 0	+31 0	+20 0	+30 0
600	+22 0	+31 0	+20 0	+30 0
700	+22 0	+31 0	+20 0	+30 0
800	+22 0	+31 0	+20 0	+30 0
900	+22 0	+31 0	+25 0	+40 0
1,000	+25 0	+36 0	+25 0	+40 0
1,100	+25 0	+36 0	+25 0	+40 0
1,200	+25 0	+36 0	+25 0	+50 0
1,350	+25 0	+36 0	+25 0	+50 0
1,500	+25 0	+36 0	+25 0	+60 0
1,600	+25 0	+40 0	+25 0	+70 0
1,650	+25 0	+45 0	+25 0	+70 0
1,800	+25 0	+45 0	+25 0	+80 0
2,000	+25 0	+50 0	+25 0	+90 0
2,100	+25 0	+55 0	—	—
2,200	+25 0	+55 0	—	—
2,400	+25 0	+60 0	—	—
2,600	+25 0	+70 0	—	—

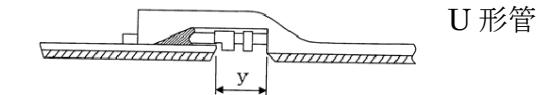
1. 管理基準値は接合時の値であり、4箇所の平均値とする。
2. (参考)規格値は埋戻後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値を超えてはならない。
3. 接合時の測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径700mm以下の場合は、管の外から確認してもよい。また、埋戻後の測定は、原則として**呼び径800mm以上に適用する**。
4. 管の外面から測定する場合の測定位置は施工管理記録様式に示すab'cd'とする。
5. ダクタイル鉄管のうち、K形管・T形管のジョイント間隔測定位置及びU形管の標準値は下図のy寸法である。  
yの測定位置は、鉄管層とモルタルライニング層の境界部を目安とする。



61

規格	JIS G5526・5527及び JDPA G1027・1029		JIS G 5526・5527及びJDPA G1029		
	8 管水路工事 T形（異形管）		8 管水路工事 U形		
	呼び径 (mm)	管理基準値	(参考) 規格値	標準値	管理基準値
75	+11 0	+16 0	—	—	—
100	+11 0	+17 0	—	—	—
150	+11 0	+18 0	—	—	—
200	+10 0	+16 0	—	—	—
250	+10 0	+14 0	—	—	—
300	—	—	—	—	—
350	—	—	—	—	—
400	—	—	—	—	—
450	—	—	—	—	—
500	—	—	—	—	—
600	—	—	—	—	—
700	—	—	105	+23 -5	+32 -5
800	—	—	105	+23 -5	+32 -5
900	—	—	105	+23 -5	+32 -5
1,000	—	—	105	+23 -5	+33 -5
1,100	—	—	105	+23 -5	+33 -5
1,200	—	—	105	+23 -5	+33 -5
1,350	—	—	105	+23 -5	+35 -5
1,500	—	—	105	+23 -5	+35 -5
1,600	—	—	115	+24 -5	+33 -5
1,650	—	—	115	+24 -5	+33 -5
1,800	—	—	115	+24 -5	+33 -5
2,000	—	—	115	+24 -5	+36 -5
2,100	—	—	115	+24 -5	+36 -5
2,200	—	—	115	+24 -5	+36 -5
2,400	—	—	115	+24 -5	+36 -5
2,600	—	—	130	+24 -5	+36 -5

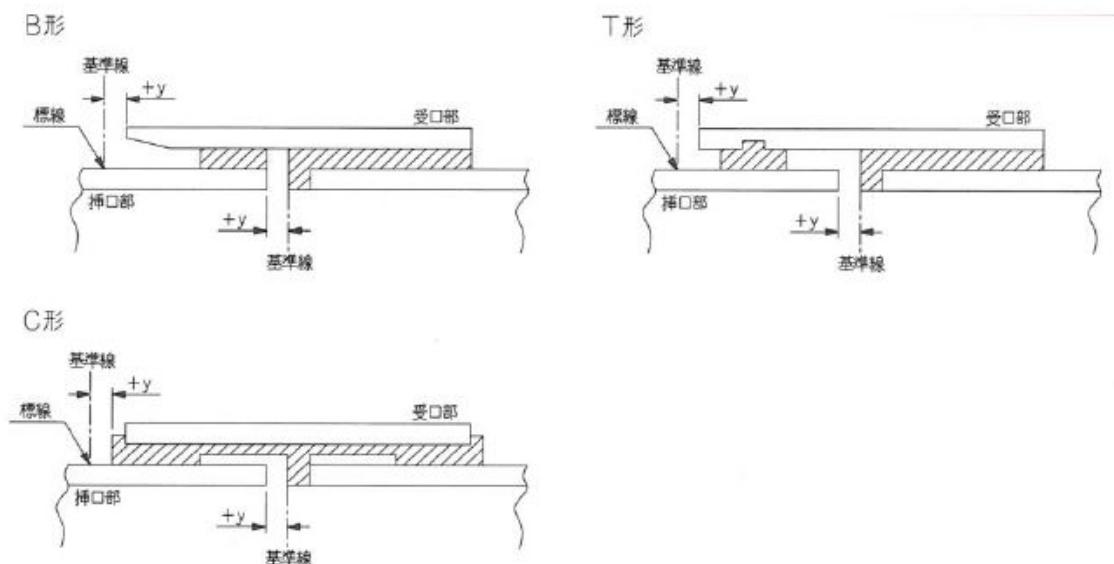
6. JDPA G 1027 (農業用水用ダクタイル鉄管) の呼び径は以下のとおり。
  - T形及びT形用継ぎ輪 : 300~2,000、K形 : 300~2,600
7. JDPA G 1029 (推進工法用ダクタイル鉄管) の呼び径は以下のとおり。
  - T形 : 250~700、U形 : 800~2,600
8. JDPA G 1027 (農業用水用ダクタイル鉄管) のT形用継ぎ輪のジョイント間隔は、JIS G 5527 (ダクタイル鉄管) のK形に準じる。
9. JIS G 5527 (ダクタイル鉄管) のK形、U形ジョイント間隔は、JIS G 5526 (ダクタイル鉄管) のK形、U形に準じる。
10. 標準値は継手構造上、本来開くべきジョイント間隔値を示しており、規格値及び管理基準値は標準値に対する値を示している。



別表エ 管水路(強化プラスチック複合管)ジョイント間隔管理基準値

(単位: mm)

規格	JIS A 5350					
	呼び径 (mm)	標準値	B形、C型及びT形			
			(参考)規格値		良質地盤	軟弱地盤
	200	0	+10	0	+33	0
	250	0	+10	0	+33	0
	300	0	+10	0	+38	0
	350	0	+10	0	+38	0
	400	0	+10	0	+43	0
	450	0	+10	0	+43	0
	500	0	+15	0	+53	0
	600	0	+15	0	+53	0
	700	0	+13	0	+53	0
	800	0	+15	0	+53	0
	900	0	+15	0	+53	0
	1,000	0	+20	0	+53	0
	1,100	0	+20	0	+53	0
	1,200	0	+20	0	+53	0
	1,350	0	+20	0	+53	0
	1,500	0	+20	0	+53	0
	1,650	0	+25	0	+80	0
	1,800	0	+25	0	+80	0
	2,000	0	+25	0	+95	0
	2,200	0	+25	0	+95	0
	2,400	0	+25	0	+113	0
	2,600	0	+25	0	+113	0
	2,800	0	+25	0	+128	0
	3,000	0	+25	0	+128	0



- 注) 1. 管理基準値は接合時の値であり、4箇所の平均値とする。
- 2. (参考)規格値は埋戻後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値を超えてはならない。
- 3. 測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径700 mm以下の場合は、管の外から測定してもよい。また、埋戻後の測定は、原則として呼び径800 mm以上に適用する。
- なお、「埋戻後」とは、特に指示がない限り、舗装(表層、上層路盤、下層路盤)を除いた埋戻完了時点とする。
- 4. 管の外面から測定する場合の測定位置は、施工管理記録様式に示すa'、b'、c'、d'とする。
- 5. 継手部の標準断面は次ページのとおりであり、標準値は図の寸法yである。なお、基準線に対し抜け出し側を(+)とする。
- 6. 測定値は、受口部長さの製品誤差によりマイナスとなる場合がある

別表才 放射線投下試験による点検の項目と判定基準

項目	判定基準
1. ルートの溶込み不良	目違ひのない部分の溶込み不良は、1個の長さ20mm以下、連続した溶接長300mm当たり合計長さ25mm以下を合格とする。
2. 目違ひによる溶込み不良	ルートの片側の角が露出している（又は溶融されていない）とき、1個の長さ40mm以下、連続した溶接長300mm当たり合計長さ70mm以下を合格とする。
3. 内面へこみ	内面へこみは、その部分の写真濃度がこれに接する母材部分の写真濃度を超えない場合は長さに関係なく合格とするが、超える場合には5の溶落ちと同様に取り扱う。
4. 融合不良	母材と溶接金属との間の融合不良は、1個の長さ20mm以下、連続した溶接長300mm当たり合計長さ25mm以下を合格とする。溶接パス間の融合不良は、1個の長さ20mm以下、連続した溶接長300mm当たり合計長30mm以下を合格とする。
5. 溶落ち	溶落ちは、いかなる方向に測った寸法も1個につき6mm又は管の肉厚のいずれか小さい方を超えることなく、連続した溶接長300mm当たり最大寸法の合計長さ12mm以下を合格とする。
6. 細長いスラグ巻込み	細長いスラグ巻込みは、1個の長さ20mm以下、幅1.5mm以下、連続した溶接長300mm当たり合計長さ30mm以下を合格とする。平行に並んだスラグ巻込みは、その間隔が1mmを超えていればそれぞれ独立したきずとみなす。
7. 孤立したスラグ巻込み	孤立したスラグ巻込みは、1個の長さ6mm以下、幅3mm以下、連続した溶接長300mm当たり合計長さ12mm以下を合格とする。
8. タングステン巻込み	タングステン巻込みは、JIS Z3104付属書4の第4種のきずの像の分類の4類以外を合格とする。
9. プローホール及びこれに類する丸みを帯びたきず	プローホール及びこれに類する丸みを帯びたきずは、JIS Z3104付属書4の第1種のきずの像の分類の4類以外を合格とする。
10. 虫状気孔	虫状気孔(パイプ)は、JIS Z3104付属書4の第2種のきずの像の分類の4類以外を合格とする。
11. 中空ビード	中空ビードは、1個の長さ10mm以下、連続した溶接長300mm当たり合計長さ50mm以下で、長さ6mmを超えるものは、50mm以上離れていなければならない。
12. 割れ	割れは、すべて不合格とする。
13. きずの集積	1から11までに掲げるきずの長さの和が管の円周長さの8%以下で、かつ、連続した溶接長300mm当たり50mm以下を合格とする。ただし、2に掲げるきずを除く。
14. アンダカット	内面のアンダカットは、1個の長さは50mm、合計長さは管の円周長さの15%を超えてはならない。
15. きずの写真濃度	(a) 透過写真上の大きさで合格するきずでも、写真濃度が母材部の写真濃度より著しく高い場合には、不合格とする。 (b) 内面のビードの写真濃度が著しく低い場合には、不合格とする。

別表才 塗覆装の方式及びその厚さ

種別	塗覆装方式	最小厚さ (mm)
直管 テーパ付き 直管 異形管	【内面塗装】 「水輸送用塗覆装鋼管－第4部：内面エポキシ樹脂塗装 (JIS G 3443-4)」 溶剤形エポキシ樹脂塗装	0.5mm以上 (「農業用プラスチック被覆鋼管 (WSP A-101-2009)」による)
	【外面塗装】 「水輸送用塗覆装鋼管－第3部：長寿命形外面プラスチック被覆 (JIS G 3443-3)」	2.0mm以上
現場溶接部	【内面塗装】 「水輸送用塗覆装鋼管－第4部：内面エポキシ樹脂塗装 (JIS G 3443-4)」 溶剤形エポキシ樹脂塗装	0.5mm以上 (「農業用プラスチック被覆鋼管 (WSP A-101-2009)」による)
	【外面塗装】 「水道用塗覆装鋼管ジョイントコート (WSP 012-2010)」	プラスチック系の場合 基材：1.5mm以上 粘着材：1.0mm以上
備考 1. 制水弁室、スラストブロック等貫通部の外面塗覆装は、原則としてプラスチック被覆とする。 なお、スチフナーについても同様とするが、同部の被覆厚さについては規定しない。 ただし、フランジ等外面部でプラスチック被覆の施工ができない場合は水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装とし、塗膜厚0.5mm以上とする。		
2. 繼手部の外面塗覆装は、「水道用塗覆装鋼管ジョイントコート(WSP 012)」プラスチック系を基本とする。なお、施工条件等やむを得ない理由により、プラスチック系が使用できない場合は、ゴム系を使用する。ただし、ゴム系の最小厚さは、1.5mmとする。		



## 第3項 撮影記録による出来形管理

(工事写真によるその他の管理も含む)

# 写真管理基準

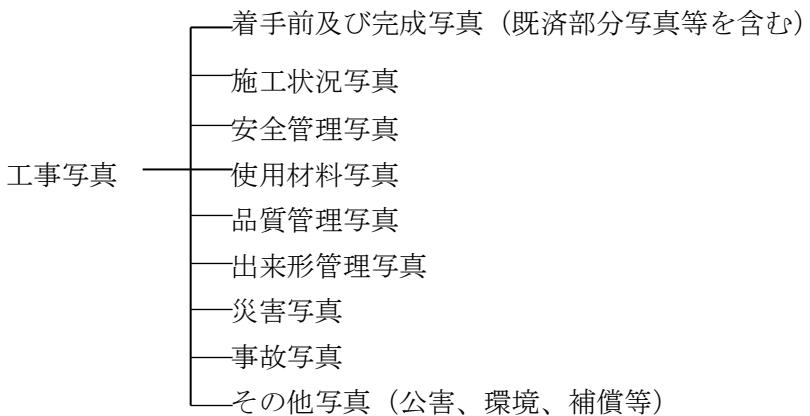
## 1. 総 則

### 1-1 適用範囲

この写真管理基準は、農業土木工事施工管理基準第3の3及び同基準第4の6の(4)に定める工事写真による管理（撮影～提出写真）に適用する。

### 1-2 工事写真の分類

工事写真是以下のように分類する。



## 2. 撮影

### 2-1 撮影頻度

工事写真是、撮影基準表に示す「撮影基準」に基づき撮影するものとする。

### 2-2 撮影方法

写真撮影にあたっては、撮影基準表に示す「撮影方法」によるものとする。

なお、小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に添付して整理する。

また、特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。

### 2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理

ICT等を活用して出来形管理又は品質管理を行った場合には、出来形管理写真又は品質管理写真的撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、当該ICT等の管理要領の規定によるものとし、監督職員との協議による。

### 2-4 写真の省略

工事写真是以下の場合に省略するものとする。

(1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。

(2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種毎に1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。

(3) 監督職員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真的撮影を省略する。臨場時の状況写真は不要。

### 2-5 写真の編集等

写真的信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、『デジタル工事写真の小黒板情報電子化について』（平成29年1月30日付、国技建管第10号）に基づく小黒板情報の電子的記入は、これに当たらない。

## 2-6 写真の仕様

(1) 写真の基本仕様は、撮影基準表に示す「撮影方法」の3による。

(2) 写真の大きさは、サービスサイズ程度とする。ただし、以下の場合は別の大きさとすることができる。

- ① 着手前、完成写真等はキャビネ版又はパノラマ写真（つなぎ写真可）とすることができる。
- ② 監督職員が指示するものは、その指示した大きさとする。

## 2-7 留意事項

写真管理基準の撮影基準表の適用について、以下の事項に留意するものとする。

- (1) 「撮影箇所」、「撮影基準」等が工事内容により不適切な場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。
- (2) 施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。
- (3) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。
- (4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図（撮影位置図、平面図、凡例図、構造図等）を工事写真帳に添付する。
- (5) 写真管理基準の表に記載のない工種については、類似工種を準用するものとする。

## 3. 整理提出

工事写真として、工事写真帳及び撮影写真的原本（デジタルカメラで撮影した場合に適用。）を各1部提出するものとし、その整理方法等は以下によるものとする。

- (1) フィルムカメラで撮影した工事写真帳は、写真管理基準の撮影基準表の「撮影基準」に基づいて撮影した写真をアルバム等に整理したものをいい、工事写真帳の大きさは、4切版又はA4版とする。
- (2) デジタルカメラで撮影した工事写真帳は、写真管理基準の撮影基準表の「撮影基準」に基づいて撮影した写真のうち、「提出頻度」に示す写真をアルバム等に整理したものをいい、工事写真帳の大きさは、4切版又はA4版とする。
- (3) 撮影写真的原本は、写真管理基準の撮影基準表の「撮影基準」に基づいて撮影した写真原本を電子媒体に格納し、監督職員に提出するものとする。写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法（各種仕様）は「デジタル写真管理情報基準」に基づくものとする。

## 4. その他

写真管理基準の撮影基準表における用語の定義

- (1) 代表箇所とは、当該工種の代表的な箇所を示すもので、監督職員の承諾した箇所をいう。
- (2) 適宜提出とは、監督職員が指示した箇所又は数量分を提出することをいう。
- (3) ○○m又は1施工箇所に1回とは、○○mに満たない現場でも最低1回という意味である。
- (4) 不要とは、原本を提出する場合に限り、工事写真帳として添付整理し提出する必要がないことをいう。

# デジタル写真管理情報基準

## －目次－

1 適用.....	68
2 フォルダ構成.....	68
3 写真管理項目.....	68
4 ファイル形式.....	69
5 ファイル命名規則.....	70
6 写真編集等.....	70
7 有効画素数.....	70
8 撮影頻度と提出頻度の取り扱い.....	70
9 その他留意事項.....	71
9-1 ウィルス対策.....	71
9-2 使用文字.....	71
付属資料1 写真管理ファイルのDTD.....	72
付属資料2 写真管理ファイルのXML記入例 .....	73

令和2年3月

国土交通省

### 改定履歴

要領・基準名称	適用要領基準※
デジタル写真管理情報基準（案） 平成11年8月	土木199908
デジタル写真管理情報基準（案） 平成14年7月	土木200207
デジタル写真管理情報基準（案） 平成16年6月	土木200406-01
デジタル写真管理情報基準（案） 平成18年1月	土木200601-01
デジタル写真管理情報基準（案） 平成20年5月	土木200805-01
デジタル写真管理情報基準 平成22年9月	土木201009-01
デジタル写真管理情報基準 平成28年3月	土木201603-01
デジタル写真管理情報基準 令和2年3月	土木202003-01

※写真管理項目の基礎情報「適用要領基準」項目に記入する内容

## 1 適用

「デジタル写真管理情報基準」(以下「本基準」という)は、写真(工事・測量・調査・地質・広報・設計)の原本を電子媒体で提出する場合の属性情報等の標準仕様を定めたものである。

## 2 フォルダ構成

写真の原本を電子媒体で提出する場合のフォルダ構成は、以下のとおりとする。  
なお、「PHOTO」フォルダ以外のフォルダ構成については、電子納品等の運用を定める各ガイドラインによる。

- ・「PHOTO」フォルダの直下に写真管理ファイルと「PIC」及び「DRA」のサブフォルダを置く。なお、DTD 及びXSL ファイルもこのフォルダに格納する。  
ただし、XSL ファイルの格納は任意とする。
- ・「PIC」とは、撮影した写真ファイルを格納するサブフォルダを示し、「DRA」とは、参考図ファイルを格納するサブフォルダを示す。
- ・参考図とは、撮影位置、撮影状況等の説明に必要な撮影位置図、平面図、凡例図、構造図等である。
- ・参考図がない場合は「DRA」サブフォルダは作成しなくてもよい。
- ・フォルダ名称は半角英大文字とする。
- ・写真フォルダ(PIC)及び参考図フォルダ(DRA)直下に直接対象ファイルを保存し、階層分けは行わない。

## 3 写真管理項目

電子媒体に格納する写真管理ファイル (PHOTO.XML) に記入する写真管理項目は下表に示すとおりである。

表3-1写真管理項目

分類	項目名	記入内容	データ表現	文字数	記入者	必要度
基礎情報	写真フォルダ名	写真ファイルを格納するフォルダ名称 (PHOTO/PICで固定) を記入する。	半角英大文字	9 固定	▲	◎
	参考図フォルダ名	参考図ファイルを格納するために「DRA」サブフォルダを作成した場合はフォルダ名称 (PHOTO/DRAで固定) を記入する。	半角英大文字	9 固定	▲	○
	適用要領基準	電子成果品の作成で適用した要領・基準の版(「土木202003-01」で固定)を記入する。 (分野: 土木、西暦年: 2020、月: 03、版: 01)	全角文字 半角英数字	30	▲	◎
写真情報	シリアル番号	写真通し番号。提出時の電子媒体を通して、一連のまとめた写真についてユニークであれば、中抜けしてもよい。123枚目を、"000123"の様に0を付けて記入してはいけない。	半角数字	7	▲	◎
	写真ファイル名	写真ファイル名称を拡張子も含めて記入する。	半角英大文字	12 固定	▲	◎
	写真ファイル日本語名	写真ファイルに関する日本語名等を記入する。	半角数字	127	□	△
	メディア番号	一連のまとめた写真について、保存されている電子媒体番号を記入する。単一の電子媒体であれば、全て"1"となる。	半角数字	8	□	◎
	写真-大分類	写真を撮影した業務の種別を「工事」「測量」「調査」「地質」「広報」「設計」「その他」から選択して記入する。工事写真は常に「工事」と記入する	全角文字 半角英数字	8	□	◎
※撮影工種区分	写真区分	写真管理基準(案)の分類に準じ、「着手前及び完成写真」(既済部分写真等を含む)「施工状況写真」「安全管理写真」「使用材料写真」「品質管理写真」「出来形管理写真」「災害写真」「事故写真」「その他」(公害、環境、補償等)の区分のいずれかを記入する。 大分類が「工事」ではない場合は、自由記入とし、大分類が「工事」で「提出頻度写真」ではない場合は、記入は不要とする。	全角文字 半角英数字	127	□	○
	工種	土木工事の場合、工種以下の分類が明確で記入可能であれば、新土木工事積算体系のレベル2「工種」を記入する。 大分類が「工事」ではない場合は、自由記入とし、大分類が「工事」で「提出頻度写真」ではない場合は、記入は不要とする。	全角文字 半角英数字	127	□	○
	種別	土木工事の場合、工種以下の分類が明確で記入可能であれば、新土木工事積算体系のレベル3「種別」を記入する。 大分類が「工事」ではない場合は、自由記入とし、大分類が「工事」で「提出頻度写真」ではない場合は、記入は不要とする。	全角文字 半角英数字	127	□	○

分類	項目名	記入内容	文字数	文字数	記入者	必要度
撮影工種区分	細別	土木工事の場合、工種以下の分類が明確で記入可能であれば、新土木工事積算体系のレベル4「細別」を記入する。 大分類が「工事」ではない場合は、自由記入とし、大分類が「工事」で「提出頻度写真」ではない場合は、記入は不要とする。	全角文字 半角英数字	127	<input type="checkbox"/>	○
	写真タイトル	写真の撮影内容がわかるように、写真管理基準(案)の撮影項目、撮影時期に相当する内容を記入する。	全角文字 半角英数字	127	<input type="checkbox"/>	○
	工種区分予備	工種区分に関して特筆事項があれば記入する。(複数記入可)	全角文字 半角英数字	127	<input type="checkbox"/>	△
写真情報※	参考図ファイル名	撮影位置図、凡例図等の参考図のファイル名を記入する。黒板に記した図の判読が困難となる場合、又は当該写真に関し、撮影位置、撮影状況等を説明するために位置図面または凡例図等の参考図を受注者が作成している場合に記入する。	半角英数大文字	13	▲	○
	参考図ファイル日本語名	参考図ファイルに関する日本語名等を記入する。	全角文字 半角英数字	127	<input type="checkbox"/>	○
	参考図タイトル	参考図の内容が判るようなタイトルを記入する。黒板に記した図の判読が困難となる場合、又は当該写真に関し、撮影位置、撮影状況等を説明するために位置図面または凡例図等の参考図を受注者が作成している場合に記入する。	全角文字 半角英数字	127	<input type="checkbox"/>	○
	付加情報予備	参考図、撮影箇所等に関して特筆事項があれば記入する。(複数記入可)	全角文字 半角英数字	127	<input type="checkbox"/>	△
撮影情報	撮影箇所	当該写真に関する測点位置、撮影対象までの距離、撮影内容等を簡潔に記入する。撮影位置図上に複数撮影位置が記載されている場合には、位置図上の記号等を記入する。	全角文字 半角英数字	127	<input type="checkbox"/>	○
	撮影年月日	写真を撮影した年月日をCCYY-MM-DD方式で記入する。月または日が1桁の数の場合「0」を付加して、必ず10桁で記入する。(CCYY:西暦の年数、MM:月、DD:日) 例)平成20年12月3日 →2008-12-03	半角数字 - (HYPHEN-MINUS)	10 固定	<input type="checkbox"/>	○
写真情報	代表写真	写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表に示される提出頻度が不要以外の写真の中から工事の全体概要や当該工事で重要となる代表写真の場合、「1」を記入する。代表写真でない場合は「0」を記入する。	半角数字	1 固定	<input type="checkbox"/>	○
	提出頻度写真	写真管理基準(案)の提出頻度に基づく写真である場合、「1」を記入する。それ以外の場合は「0」を記入する。	半角数字	1 固定	<input type="checkbox"/>	○
	施工管理値	黒板の判読が困難な場合、設計寸法及び実測寸法等の補足事項を記入する。	全角文字 半角英数字	127	<input type="checkbox"/>	○
	受注者説明文	受注者側で検査立会者、特筆事項等があれば記入する。	全角文字 半角英数字	127	<input type="checkbox"/>	△
	ソフトメーカー用TAG	ソフトウェアメーカーが管理のために使用する。(複数記入可)	全角文字 半角英数字	127	▲	△

全角文字と半角英数字が混在している項目については、全角の文字数を示しており、半角英数字2 文字で全角文字1 文字に相当する。

【記入者】□：電子成果品作成者が記入する項目

▲：電子成果品作成ソフト等が固定値を自動的に記入する項目

【必要度】○：必須記入。

○：条件付き必須記入。（データが分かることの場合は必ず入力する）  
 △：任意記入。  
 ※複数ある場合にはこの項目を必要な回数繰り返す。

#### 【解説】

- 写真管理項目は、写真の電子データファイルを検索、参照するなど活用していくための属性項目である。
- 写真管理項目のデータ表現の定義は、「9-2 使用文字」に従う。
- 付属資料1に管理ファイルのDTD、付属資料2に管理ファイルのXML 記入例を示す。
- 工種、種別、細別の各項目は、新土木工事積算体系にない土木工事や他の工事の場合には、対応するレベルのものを正しく記入する。
- 写真区分ごとに工種、種別、細別の記入可否は異なる。写真区分ごとの記入可否の目安は、以下のとおりである。

表3-2 工種区分の記入可否の目安

写真区分	工種	種別	細別
着手前及び完成写真	×	×	×
施工状況写真	△	△	△
安全管理写真	△	×	×
使用材料写真	△	△	△
品質管理写真	○	△	△
出来形管理写真	○	△	△
災害写真	×	×	×
その他	×	×	×

(○：記入、△：記入可能な場合は記入、×：記入は不要とするが、任意の記入も可)

- 「代表写真」の項目には、当該工事の概要が把握できる、または重要な写真である場合に「1」を記入する。代表写真でない場合は「0」を記入する。

## 4 ファイル形式

ファイル形式は、以下のとおりとする。

- 写真管理ファイルのファイル形式はXML 形式(XML1.0 に準拠)とする。
- 写真ファイルの記録形式は日本産業規格 (JIS) に表示されるJPEGやTIFF形式等とし、撮影モードによる圧縮比がある場合は、「標準 (BASIC、約1/16圧縮) とする。動画のファイル形式については、監督職員の承諾を得た上で使用する。」
- 参考図ファイルの記録形式はJPEG もしくはTIFF とする。JPEG の圧縮率、撮影モードは監督(調査)職員と協議の上決定する。TIFF は図面が判読できる程度の解像度とする。
- 写真管理ファイルのスタイルシートの作成は任意とするが、作成する場合はXSL に準じ

#### 【解説】

- 本基準「2 フォルダ構成」に示したように、写真管理ファイルのファイル形式はXML 形式と

する。

- 写真管理ファイルの閲覧性を高めるため、スタイルシートを用いてもよいが、XSLに準じて作成する。スタイルシートを作成した場合は、管理ファイルと同じ場所に格納する。
- 参考図ファイルの記録形式は、監督(調査)職員の承諾を得た上で、JPEG、TIFF以外の形式とすることができる。

## 5 ファイル命名規則

- ファイル名・拡張子は、半角英数大文字とする。
- ファイル名8 文字以内、拡張子3 文字以内とする。
- 写真管理ファイルは「PHOTO.XML」とし、写真管理ファイルのDTD は「PHOTO05.DTD」(05 は版番号)とする。
- 写真管理ファイルのスタイルシートのファイル名は「PHOTO05.XSL」とする。
- 写真ファイルの命名規則は次図の通り。

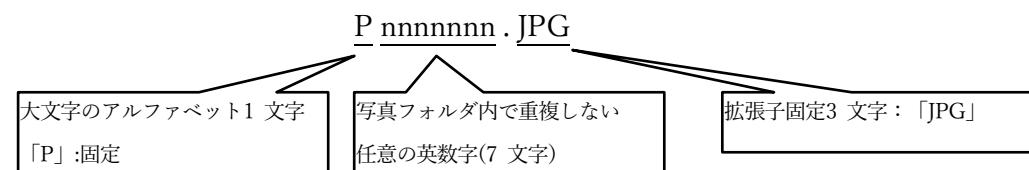
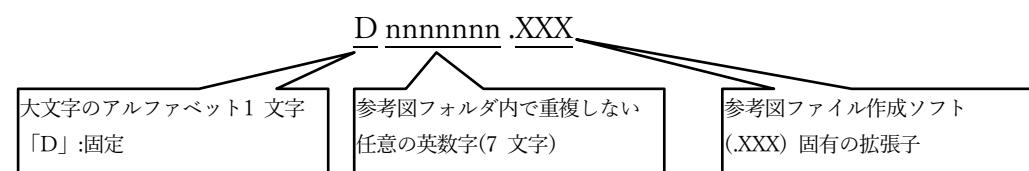


図5-1 写真ファイルの命名規則

- 参考図ファイルの命名規則は次図の通り。



### 【解説】

ファイル名の文字数は、半角(1 バイト文字)で8 文字以内、拡張子3 文字以内とする。参考図ファイルの拡張子は4文字でもよい。ファイル名に使用する文字は、半角(1 バイト文字)で、大文字のアルファベット「A～Z」、数字「0～9」、アンダースコア「\_」とする。

オリジナルファイルの通し番号は、工事の経緯がわかるように日付昇順に付番することを基本とする。ファイル名は連番により、ファイルを区別することを基本とするが、欠番があっても構わない。

## 6 写真編集等

写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。

## 7 有効画素数

有効画素数は、黒板の文字が確認できることを指標とする。

### 【解説】

- 有効画素数は、黒板の文字及び撮影対象が確認できることを指標(100～300万画素程度=1,200×900程度～2,000×1,500程度)として設定する。
- 不要に有効画素数を大きくすると、ファイル容量が大きくなり、電子媒体が複数枚になるとともに、操作性も低くなるので、目的物及び黒板の文字等が確認できる範囲で適切な有効画素数を設定する。

## 8 撮影頻度と提出頻度の取り扱い

写真の原本を電子媒体で提出する場合は、写真管理基準に示される撮影頻度に基づくものとする。

## 9 その他留意事項

### 9.1 ウイルス対策

- 受注者は、写真を電子媒体に格納した時点で、ウイルスチェックを行う。
- ウイルス対策ソフトは特に指定はしないが、信頼性の高いものを利用する。
- 最新のウイルスも検出できるように、ウイルス対策ソフトは常に最新のデータに更新(アップデート)したものを利用する。
- 電子媒体の表面には、「使用したウイルス対策ソフト名」、「ウイルス(パターンファイル)定義年月日またはパターンファイル名」、「チェック年月日(西暦表示)」を明記する。

### 9.2 使用文字

- 本規定は、管理ファイル(XML 文書)を対象とする。
- 使用できる半角文字は、JIS X 0201 で規定されている文字から片仮名用図形文字を除いたラテン文字用図形文字のみとする。
- 使用できる全角文字は、JIS X 0208 で規定されている文字から数字とラテン文字を除いた文字のみとする。

#### 【解説】

##### (1) 写真管理ファイルのデータ表現形式

使用文字の一般原則は上記の通りであり、写真管理ファイルでの文字の表現は、一般原則に従っている。以下に、写真管理ファイルでの文字の表現方法を解説する。

###### 1) 全角文字

写真管理ファイルのデータ表現形式に示す「全角文字」とは、JIS X0208 で規定されている文字から数字とラテン文字を除いた文字をいう。

すなわち、全角文字には、漢字、数字、ラテン文字(a～z, A～Z)、ギリシャ文字、記号などがあるが、このうち全角の数字、ラテン文字は使用できない。全角文字を使用する項目では、必ず半角英数字も合わせて使用できるので、「平成22年」といったデータでは”22”を半角文字とする。

###### 2) 半角英数字

同じく「半角英数字」とは、JIS X 0201 で規定されている文字から片仮名用図形文字(半角カタカナ、日本語文で使用する半角の記号(句点。)、カギ括弧(「」、〔〕)、読点(、)、中点(・)、濁点(̄)、半濁点(̄))を除いた文字をいう。

###### 3) 半角英数大文字

同じく「半角英数大文字」とは、「半角英数字」からラテン小文字(a～z)を除いた文字をいう。半角英数大文字を使用する項目は、フォルダ名やファイル名といった命名規則が決められている場合があるので、命名規則に従ってデータを入力する。

#### 4) 半角数字

同じく「半角数字」とは、JIS X 0201 で規定されている文字のうち、数字(0～9)及び小数点(.)いう。

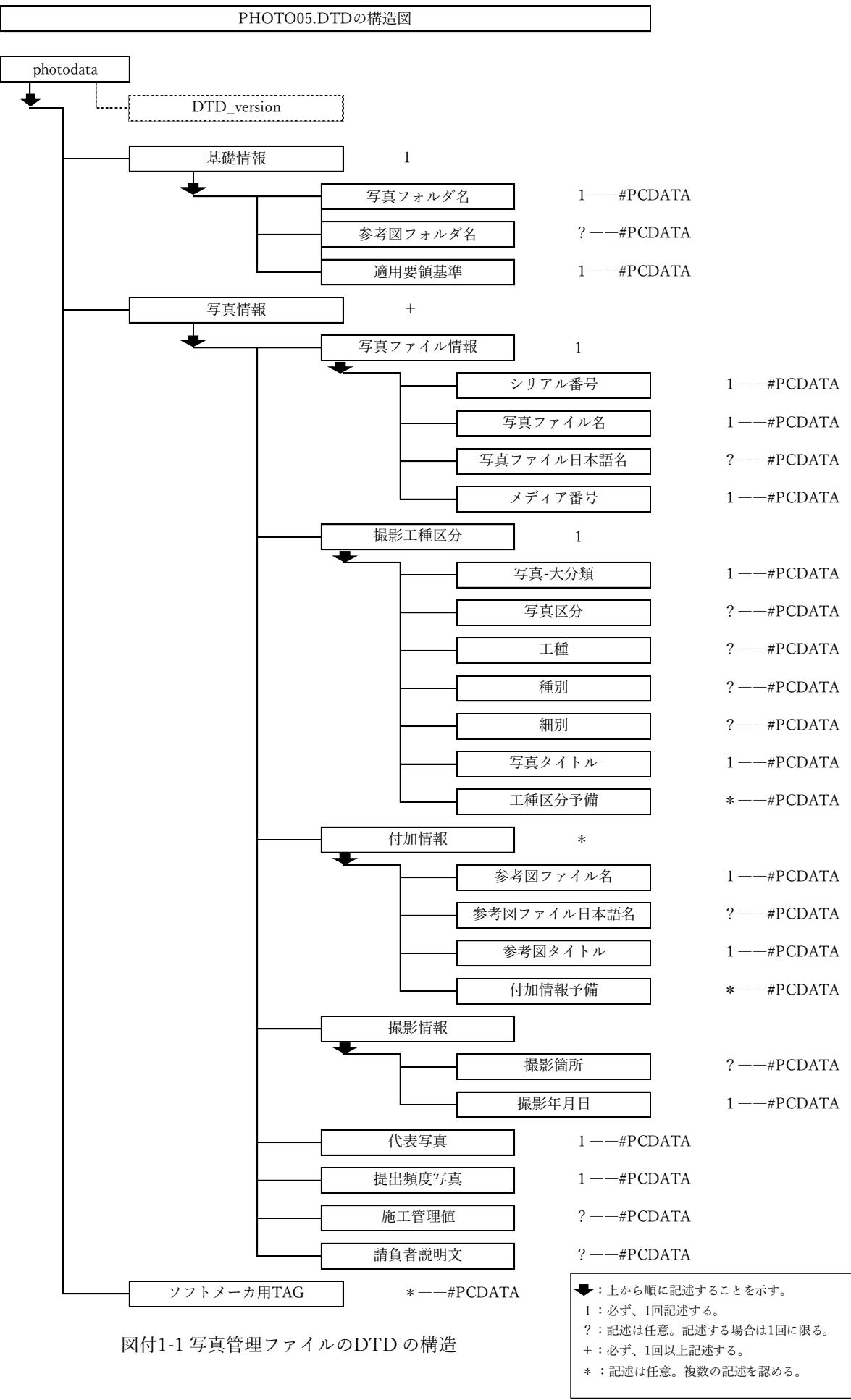
#### (2) 留意事項

機種依存文字(例えば、丸囲い数字、ローマ数字、(株)、No.、kg、m<sup>2</sup>、地名や人名等の特殊漢字等)、利用者が独自に作成した外字等は、他の端末では表示できない場合もあるので使用しない。また、数字やラテン文字も全角、半角を混在して使用すると検索する上で問題となるため、数字やラテン文字は半角文字で統一する。

## 付属資料1 写真管理ファイルのDTD

電子媒体に格納する写真管理ファイル(PHOTO.XML)のDTD(PHOTO05.DTD)を以下に示す。  
なお、DTD ファイルは、国土交通省のホームページ (<http://www.cals-ed.go.jp/>) から入手できる。

```
<!—PHOTO05.DTD / 2008/05 -->
<!ELEMENT photodata (基礎情報,写真情報+,ソフトメーカ用TAG*)>
<!ATTLIST photodata DTD_version CDATA #FIXED "05">
<!-- 基礎情報-->
<!ELEMENT 基礎情報(写真フォルダ名,参考図フォルダ名?,適用要領基準)>
  <!ELEMENT 写真フォルダ名(#PCDATA)>
  <!ELEMENT 参考図フォルダ名(#PCDATA)>
  <!ELEMENT 適用要領基準(#PCDATA)>
<!-- 写真情報-->
<!ELEMENT 写真情報(写真ファイル情報,撮影工種区分,付加情報*,撮影情報,代表写真,提出頻度写真,施工管理値?,請負者説明文?)>
  <!ELEMENT 代表写真(#PCDATA)>
  <!ELEMENT 提出頻度写真(#PCDATA)>
  <!ELEMENT 施工管理値(#PCDATA)>
  <!ELEMENT 請負者説明文(#PCDATA)>
<!-- 写真ファイル情報-->
<!ELEMENT 写真ファイル情報(シリアル番号,写真ファイル名,写真ファイル日本語名?,メディア番号)>
  <!ELEMENT シリアル番号(#PCDATA)>
  <!ELEMENT 写真ファイル名(#PCDATA)>
  <!ELEMENT 写真ファイル日本語名(#PCDATA)>
  <!ELEMENT メディア番号(#PCDATA)>
<!-- 撮影工種区分-->
<!ELEMENT 撮影工種区分(写真-大分類,写真区分?,工種?,種別?,細別?,写真タイトル,工種区分予備*)>
  <!ELEMENT 写真-大分類(#PCDATA)>
  <!ELEMENT 写真区分(#PCDATA)>
  <!ELEMENT 工種(#PCDATA)>
  <!ELEMENT 種別(#PCDATA)>
  <!ELEMENT 細別(#PCDATA)>
  <!ELEMENT 写真タイトル(#PCDATA)>
  <!ELEMENT 工種区分予備(#PCDATA)>
<!-- 付加情報-->
<!ELEMENT 付加情報(参考図ファイル名,参考図ファイル日本語名?,参考図タイトル,付加情報予備*)>
  <!ELEMENT 参考図ファイル名(#PCDATA)>
  <!ELEMENT 参考図ファイル日本語名(#PCDATA)>
  <!ELEMENT 参考図タイトル(#PCDATA)>
  <!ELEMENT 付加情報予備(#PCDATA)>
<!-- 撮影情報-->
<!ELEMENT 撮影情報(撮影箇所?,撮影年月日)>
  <!ELEMENT 撮影箇所(#PCDATA)>
  <!ELEMENT 撮影年月日(#PCDATA)>
<!ELEMENT ソフトメーカ用TAG (#PCDATA)>
```



## 付属資料2 写真管理ファイルのXML 記入例

電子媒体に格納する写真管理ファイル(PHOTO.XML)の記入例を以下に示す。

なお、DTDファイルは、国土交通省のホームページ (<http://www.cals-ed.go.jp/>) から入手できる。

```
<?xml version="1.0" encoding="Shift_JIS"?>
<!DOCTYPE photodata SYSTEM "PHOTO05.DTD">
<?xmlstylesheet type="text/xsl" href="PHOTO05.XSL" ?>
<photodata DTD_version="05">
  <基礎情報>
    <写真フォルダ名>PHOTO/PIC</写真フォルダ名>
    <参考図フォルダ名>PHOTO/DRA</参考図フォルダ名>
    <適用要領基準>土木201603-01</適用要領基準>
  </基礎情報>
  <写真情報>
    <写真ファイル情報>
      <シリアル番号>1</シリアル番号>
      <写真ファイル名>P0000001.JPG</写真ファイル名>
      <写真ファイル日本語名>着手前0001.JPG</写真ファイル日本語名>
      <メディア番号>1</メディア番号>
    </写真ファイル情報>
    <撮影工種区分>
      <写真-大分類>工事</写真-大分類>
      <写真区分>着手前及び完成写真</写真区分>
      <写真タイトル>着手前写真</写真タイトル>
      <工種区分予備>工種区分の特筆事項があれば記入する。(複数入力可)</工種区分予備>
    </撮影工種区分>
    <付加情報>
      <参考図ファイル名>D0000001.JPG</参考図ファイル名>
      <参考図ファイル日本語名>平面図00001.JPG</参考図ファイル日本語名>
      <参考図タイトル>平面図</参考図タイトル>
      <付加情報予備>付加情報の特筆事項があれば記入する</付加情報予備>
    </付加情報>
    <撮影情報>
      <撮影箇所>測点:1L</撮影箇所>
      <撮影年月日>2010-11-14</撮影年月日>
    </撮影情報>
    <代表写真>1</代表写真>
    <提出頻度写真>1</提出頻度写真>
    <請負者説明文>受注者側で検査立会者、特記事項等状況等、特筆事項があれば記入する。</請負者説明文>
  </写真情報>
  <写真情報>
    <写真ファイル情報>
      <シリアル番号>2</シリアル番号>
      <写真ファイル名>P0000002.JPG</写真ファイル名>
      <写真ファイル日本語名>施工状況写真0001.JPG</写真ファイル日本語名>
      <メディア番号>1</メディア番号>
```

3行目 (<?xmlstylesheet~>) は、XML 文書の書式 (体裁) を指定する場合の宣言文。  
書式指定を宣言した場合、XSL ファイルを格納すること。  
スタイルシートを利用しない場合は、当該1行を削除する。

写真管理項目の記入規則に基づき、赤文字の部分について内容を記入する。

```
</写真ファイル情報>
<撮影工種区分>
  <写真-大分類>工事</写真-大分類>
  <写真区分>施工状況写真</写真区分>
  <写真タイトル>掘削状況写真</写真タイトル>
</撮影工種区分>
<撮影情報>
  <撮影箇所>測点:1L</撮影箇所>
  <撮影年月日>2010-11-18</撮影年月日>
</撮影情報>
<代表写真>1</代表写真>
<提出頻度写真>1</提出頻度写真>
</写真情報>
<写真情報>
  <写真ファイル情報>
    <シリアル番号>3</シリアル番号>
    <写真ファイル名>P0000003.JPG</写真ファイル名>
    <写真ファイル日本語名>安全管理0001.JPG</写真ファイル日本語名>
    <メディア番号>1</メディア番号>
  </写真ファイル情報>
  <撮影工種区分>
    <写真-大分類>工事</写真-大分類>
    <写真区分>安全管理写真</写真区分>
    <写真タイトル>安全訓練等の写真</写真タイトル>
  </撮影工種区分>
  <撮影情報>
    <撮影年月日>2010-11-21</撮影年月日>
  </撮影情報>
  <代表写真>0</代表写真>
  <提出頻度写真>0</提出頻度写真>
</写真情報>
<写真情報>
  <写真ファイル情報>
    <シリアル番号>4</シリアル番号>
    <写真ファイル名>P0000004.JPG</写真ファイル名>
    <写真ファイル日本語名>出来形0001.JPG</写真ファイル日本語名>
    <メディア番号>1</メディア番号>
  </写真ファイル情報>
  <撮影工種区分>
    <写真-大分類>工事</写真-大分類>
    <写真区分>出来形管理写真</写真区分>
    <工種>舗装修繕工</工種>
    <種別>舗装打換え工</種別>
    <細別>下層路盤</細別>
    <写真タイトル>路盤(1層目)出来形測定</写真タイトル>
  </撮影工種区分>
  <付加情報>
```

<参考図ファイル名>**D0000002.JPG**</参考図ファイル名>  
<参考図ファイル日本語名>**横断図00002.JPG**</参考図ファイル日本語名>  
<参考図タイトル>**横断図**</参考図タイトル>  
<付加情報予備>**付加情報の特筆事項があれば記入する**</付加情報予備>  
</付加情報>  
<撮影情報>  
<撮影箇所>**測点:1L**</撮影箇所>  
<撮影年月日>**2010-11-22**</撮影年月日>  
</撮影情報>  
<代表写真>**1**</代表写真>  
<提出頻度写真>**1**</提出頻度写真>  
<施工管理値>**As 舗装工(下層路盤工): 設計寸法400mm・実測寸法405mm**</施工管理値>  
<請負者説明文>**受注者側で検査立会者、特記事項等状況等、特筆事項があれば記入する。**</請負者説明文>  
</写真情報>  
<ソフトメーカ用TAG>ソフトウェアメーカーが管理のために使用する。(複数入力可)</ソフトメーカ用TAG>  
</photodata>

## 撮影基準表

- ・撮影基準表（共通）
- ・品質管理写真撮影基準表
- ・出来形管理写真撮影基準表

撮影基準表（共通）

区分	工種	撮影箇所	撮影基準〔時期〕	提出頻度	摘要
着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前1回 〔着手前〕	着手前1枚	
	完成	全景又は代表部分写真	施工完了後1回 〔完了後〕	施工完了後1枚	
施工状況写真	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月1回 〔月末〕	不要	
		施工中の写真	工種、種別毎に共通仕様書及び諸基準に従い施工していることが確認できるよう に適宜 〔施工中〕	適宜	
			高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるよう に適宜 〔施工中〕	不要	高度技術・創意工夫・社会性等 に関する実施状況の提出資料に添付する
仮設（指定仮設）		使用材料、仮設状況、形状寸法	1施設箇所に1回 〔施工前後〕	代表箇所1枚	
図面との不一致		図面と現地との不一致の写真	必要に応じて 〔発生時〕 I C T等を活用した管理による場合は、計測毎に1回	不要	工事打合せ簿に 添付する
安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況	種類毎に1回 〔設置後〕	全景1枚	
		各種保安施設の設置状況	種類毎に1回 〔設置後〕		
		監視員交通整理状況	各1回 〔作業中〕		
		安全訓練等の実施状況	実施毎に1回 〔実施中〕	不要	実施状況資料に 添付する
使用材料	使用材料	形状寸法	品目毎に1回 〔使用前〕	不要	品質証明に添付する
		検査実施状況	品目毎に1回 〔検査時〕		

品質管理写真撮影基準表

区分	工種	撮影箇所	撮影基準〔時期〕	提出頻度	摘要
品質管理写真		別添 品質管理写真撮影基準表に記載			
		不可視部分の施工	適宜	適宜	
出来形管理写真		別添 出来形管理写真撮影基準表に記載			
		不可視部分の施工	適宜	適宜	
災害	被災状況	被災状況及び被災規模等	その都度 〔被災前〕 〔被災直後〕 〔被災後〕	適宜	被災前は付近の写真でも可
事故	事故報告	事故の状況	その都度 〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕	適宜	発生前は付近の写真でも可
補償関係ほか	補償関係	被害又は損害状況等	その都度 〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕	適宜	
	環境対策等	各施設設置状況	施設毎に1回 〔設置後〕	適宜	

番号	工種	撮影箇所(項目)	撮影基準〔時期〕	提出頻度	摘要		
①	セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く) (施工)	塩化物総量規制	コンクリートの種類毎に1回 〔試験実施中〕	不要			
		スランプ試験					
		コンクリートの圧縮強度試験					
		空気量測定	品質に変化が見られた場合 〔試験実施中〕				
		コンクリートの曲げ強度試験	コンクリートの種類毎に1回 〔試験実施中〕				
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 〔試験実施中〕				
		コンクリートの洗い分析試験					
	セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く) (施工後)	ひび割れ調査	対象構造物毎に1回 〔試験実施中〕	不要			
		テストハンマーによる強度推定調査					
		コアによる強度試験	テストハンマー試験により 必要が認められた時 〔試験実施中〕				
②	ガス圧接	外観検査	検査毎に1回 〔検査実施中〕				
		超音波探傷検査					
③	既成杭工	外観検査	検査毎に1回 〔検査実施中〕	不要			
		浸透探傷試験					
		放射線透過試験	試験毎に1回 〔検査実施中〕				
		超音波探傷試験					
		水セメント比試験					
		セメントミルクの圧縮強度試験					
④	下層路盤	現場密度の測定	各種路盤毎に1回 〔試験実施中〕	不要			
		ブルーフローリング					
		平板載荷試験	各種路盤毎に1回 〔試験実施中〕				
		骨材のふるい分け試験	品質に異常が認められた場合 〔試験実施中〕				
		土の液性限界・塑性限界試験					
		含水比試験					

番号	工種	撮影箇所（項目）	撮影基準〔時期〕	提出頻度	摘要
(5)	上層路盤	現場密度の測定	各種路盤毎に1回 〔試験実施中〕	不要	
		粒度			
		平板載荷試験			
		土の液性限界・塑性限界試験	観察により異常が認められた場合 〔試験実施中〕		
		含水比試験			
(6)	アスファルト安定処理路盤	アスファルト舗装に準拠		不要	
(7)	セメント安定処理路盤（施工）	粒度	各種路盤毎に1回 〔試験実施中〕	不要	
		現場密度の測定			
		含水比試験	観察により異常が認められた場合 〔試験実施中〕		
		セメント量試験	品質に異常が認められた場合 〔試験実施中〕		
(8)	アスファルト舗装（プラント）	粒度	合材の種類毎に1回 〔試験実施中〕	不要	
		アスファルト量抽出粒度分析試験			
		温度測定			
		水浸ホイールトラッキング試験			
		ホイールトラッキング試験			
		ラベリング試験			
		現場密度の測定	合材の種類毎に1回 〔試験実施中〕	不要	
(9)	アスファルト舗装（舗設現場）	温度測定			
		外観検査			
		すべり抵抗試験			
		コンシステンシーVC試験	コンクリートの種類毎に1回 〔試験実施中〕	不要	
(10)	グースアスファルト舗装（プラント）	マーシャル突き固め試験			
		ランマー突き固め試験			
		コンクリートの曲げ強度試験			
		温度測定（コンクリート）	コンクリートの種類毎に1回 〔温度測定中〕		
		現場密度の測定	コンクリートの種類毎に1回 〔試験実施中〕		
		コアによる密度測定			
		貫入試験 40°C	合材の種類毎に1回 〔試験実施中〕	不要	
(11)	路省安定処理工	リュエル流動性試験 240°C			
		ホイールトラッキング試験			
		曲げ試験			
		粒度			
		アスファルト量抽出粒度分析試験			
		温度測定	合材の種類毎に1回 〔試験実施中〕		
		グースアスファルト舗装（舗設現場）	温度測定	合材の種類毎に1回 〔試験実施中〕	
(12)	表層安定処理工（表層混合処理）	現場密度の測定	路床毎または施工箇所毎に1回 〔試験実施中〕	不要	
		ブルーフローリング	ただし、「TS、GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真を省略。		
		平板載荷試験			
		現場CBR試験			
		含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合〔試験実施中〕		
		たわみ量	ブルーフローリングの不良箇所について実施〔試験実施中〕		
		含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合〔試験実施中〕	不要	
(13)	固結工	現場密度の測定	材料毎に1回 〔試験実施中〕		
		ブルーフローリング	ただし、「TS、GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真を省略。		
		平板載荷試験	工種毎に1回 〔試験実施中〕		
		現場CBR試験	材料毎に1回 〔試験実施中〕		
(14)	アンカー工	たわみ量	ブルーフローリングの不良箇所について実施〔試験実施中〕		
		モルタルのフロー値試験	適宜 〔試験実施中〕	不要	
		モルタルの圧縮強度試験			
		多サイクル確認試験			
		1サイクル確認試験			

番号	工種	撮影箇所（項目）	撮影基準〔時期〕	提出頻度	摘要
(10)	グースアスファルト舗装（プラント）	貫入試験 40°C	合材の種類毎に1回 〔試験実施中〕	不要	
		リュエル流動性試験 240°C			
		ホイールトラッキング試験			
		曲げ試験			
		粒度			
		アスファルト量抽出粒度分析試験			
		温度測定	合材の種類毎に1回 〔試験実施中〕		
(11)	路省安定処理工	グースアスファルト舗装（舗設現場）	温度測定	合材の種類毎に1回 〔試験実施中〕	
		現場密度の測定	路床毎または施工箇所毎に1回 〔試験実施中〕	不要	
		ブルーフローリング	ただし、「TS、GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真を省略。		
		平板載荷試験			
		現場CBR試験			
		含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合〔試験実施中〕		
		たわみ量	ブルーフローリングの不良箇所について実施〔試験実施中〕		
(12)	表層安定処理工（表層混合処理）	含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合〔試験実施中〕	不要	
		現場密度の測定	材料毎に1回 〔試験実施中〕		
		ブルーフローリング	ただし、「TS、GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真を省略。		
		平板載荷試験	工種毎に1回 〔試験実施中〕		
		現場CBR試験	材料毎に1回 〔試験実施中〕		
		たわみ量	ブルーフローリングの不良箇所について実施〔試験実施中〕		
		含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合〔試験実施中〕	不要	
(13)	固結工	現場密度の測定	材料毎に1回 〔試験実施中〕	不要	
		ブルーフローリング			
		平板載荷試験			
		現場CBR試験			
(14)	アンカー工	たわみ量	ブルーフローリングの不良箇所について実施〔試験実施中〕		
		モルタルのフロー値試験	適宜 〔試験実施中〕	不要	
		モルタルの圧縮強度試験			
		多サイクル確認試験			
		1サイクル確認試験			

番号	工種	撮影箇所（項目）	撮影基準〔時期〕	提出頻度	摘要
⑯	補強土壁工	現場密度の測定	土質毎に1回 〔試験実施中〕 ただし、「T S、G N S Sを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真を省略。	不要	
⑯	吹付工 (施工)	塩化物総量規制	配合毎に1回 〔試験実施中〕	不要	
		コンクリートの圧縮強度試験			
		スランプ試験	品質に変化が見られた場合 〔試験実施中〕	モルタルを除く	
		空気量測定			
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 〔試験実施中〕		
⑰	現場吹付法枠工	コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に1回 〔試験実施中〕	不要	
		塩化物総量規制			
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 〔試験実施中〕	モルタルを除く	
		スランプ試験	品質に変化が見られた場合 〔試験実施中〕		
		空気量測定			
		ロックボルトの引抜き試験	試験毎に1回 〔試験実施中〕		
⑱ ⑲	河川土工 海岸土工 (施工)	現場密度の測定	土質毎に1回 〔試験実施中〕 ただし、「T S、G N S Sを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真を省略。	不要	
		土の含水比試験	含水比に変化が認められた場合 〔試験実施中〕		
		コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場合 〔試験実施中〕		
⑳	砂防土工	現場密度の測定	土質毎に1回 〔試験実施中〕 ただし、「T S、G N S Sを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真を省略。	不要	
㉑	道路土工 (施工)	現場密度の測定	土質毎に1回〔試験実施中〕	不要	
		ブルーフローリング	工種毎に1回〔試験実施中〕		
		平板載荷試験	土質毎に1回 〔試験実施中〕		
		現場C B R試験			
		含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合〔試験実施中〕		
		コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場合〔試験実施中〕		
		たわみ量	ブルーフローリングの不良箇所について実施〔試験実施中〕		

番号	工種	撮影箇所（項目）	撮影基準〔時期〕	提出頻度	摘要
㉒	捨石工	岩石の見掛け比重	産地又は岩質毎に1回 〔試験実施中〕	不要	
		岩石の吸水率			
		岩石の圧縮強さ			
		岩石の形状			
㉓	コンクリートダム (材料)	アルカリ骨材反応対策	採取地毎に1回 〔試験実施中〕	不要	
		骨材の密度及び吸水率試験			
		骨材のふるい分け試験			
㉔	コンクリートダム (材料)	砂の有機不純物試験	骨材毎に1回 〔試験実施中〕	不要	
		モルタルの圧縮強度による砂の試験			
		骨材の微粒分量試験			
		粗骨材中の軟石量試験			
		骨材中の粘土塊量の試験			
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験			
		粗骨材のすりへり試験			
		骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験			
		練り混ぜ水の水質試験			
		コンクリートダム (施工)	配合毎に1回 〔試験実施中〕	不要	
		塩化物総量規制			
		スランプ試験			
		品質に変化が認められた場合 〔試験実施中〕			
		空気量測定			
		コンクリートの圧縮強度試験			
		温度測定			
		コンクリートの単位容積質量試験			
		コンクリートの洗い分析試験			
		コンクリートのブリージング試験			
		コンクリートの引張強度試験			
		コンクリートの曲げ強度試験			
		気温、コンクリート			

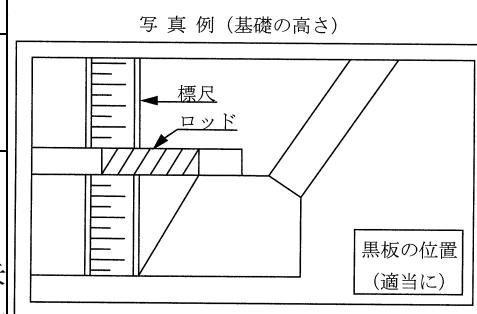
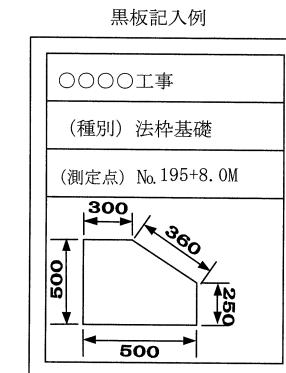
番号	工種	撮影箇所（項目）	撮影基準〔時期〕	提出頻度	摘要		
㉔	覆工コンクリート (N A T M)	スランプ試験	品質に変化が認められた場合 〔試験実施中〕	不要			
		コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に1回 〔試験実施中〕				
		塩化物総量規制					
		空気量測定	品質に変化が認められた場合 〔試験実施中〕				
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 〔試験実施中〕				
		コンクリートの洗い分析試験					
㉕	吹付けコンクリート (N A T M)	塩化物総量規制	配合毎に1回 〔試験実施中〕	不要			
		コンクリートの圧縮強度試験					
		スランプ試験	品質に変化が認められた場合 〔試験実施中〕				
		空気量測定					
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 〔試験実施中〕				
㉖	吹付けコンクリート (N A T M)	吹付けコンクリートの初期強度	トンネル施工長40m毎に1回	不要			
㉗	ロックボルト (N A T M)	モルタルの圧縮強度試験	配合毎に1回 〔試験実施中〕	不要			
		モルタルのフロー値試験					
		ロックボルトの引抜き試験	適宜				
㉘	路上再生路盤工 (材料)	修正C B R試験	材料毎に1回 〔試験実施中〕	不要			
		土の粒度試験					
		土の含水比試験					
		土の液性限界・塑性限界試験					
	路上再生路盤工 (施工)	現場密度の測定	材料毎に1回 〔試験実施中〕				
		土の一軸圧縮試験					
		C A Eの一軸圧縮試験					
		含水比試験					
	路上表層再生工 (材料)	旧アスファルト針入度	材料毎に1回 〔試験実施中〕				
		旧アスファルトの軟化点					
	路上表層再生工 (施工)	現場密度の測定	材料毎に1回 〔試験実施中〕				
		温度測定					
		かきほぐし深さ					
		粒度					
		アスファルト量抽出粒度分析試験					

番号	工種	撮影箇所（項目）	撮影基準〔時期〕	提出頻度	摘要
㉙	排水性舗装工 (プラント)	粒度	合材の種類毎に1回 〔試験実施中〕	不要	
		アスファルト量抽出粒度分析試験			
		温度測定			
		水浸ホイルトラッキング試験			
		ホイルトラッキング試験			
		ラベリング試験			
		カンタプロ試験			
		排水性舗装工 (舗設現場)			
		温度測定			
		現場透水試験			
㉚	プラント再生舗装工 (プラント)	現場密度の測定	合材の種類毎に1回 〔試験実施中〕	不要	
		外観検査			
		外観検査			
		温度測定			
		現場密度の測定			
		外観検査			
		在庫品切出			
		機械試験			
		表面粗さ	試験毎に1回 〔試験実施中〕	不要	
		ノッチ深さ			
㉛	ガス切断工	スラグ			
		上縁の溶け			
		平面度			
		ペベル精度			
		真直度			
		番号	工種	撮影箇所（項目）	撮影基準〔時期〕
					提出頻度

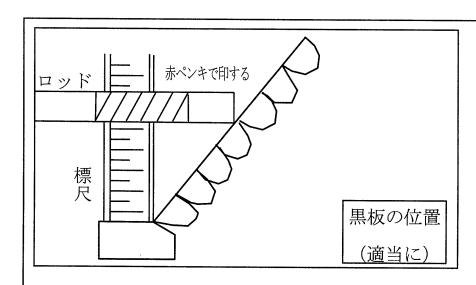
④	溶接工	引張試験	試験毎に1回 〔試験実施中〕	不要	
		型曲げ試験			
		衝撃試験			
		マクロ試験			
		非破壊試験			
		突合せ継手の内部欠陥に対する検査			
		外観検査			
		曲げ試験			
		ハンマー打撃試験	外観検査が不合格となったスタッフドジベルについて 〔試験実施中〕		

## 出来形管理写真撮影基準表

工種	撮影基準	撮影箇所	提出頻度	撮影方法	管理办法
1 共 通 工 事	1. 一般  「着手前・完成」、「施工状況写真」、「安全管理」等については、撮影基準表(共通)による。		撮影基準表(共通) による。	1. 撮影箇所の確認、寸法の判定ができるよう工夫する。  2. 撮影箇所には次の事項を記入した黒板を用意し、整理説明の便となるよう工夫する。 (1) 工事名 (2) 工種及び種別 (3) 作業内容 (4) 測点 (5) 設計数量・寸法 (6) 実測数量・寸法 (7) 略図  3. 写真はカラー撮影とする。なお、写真ファイルの記録形式はJPEGとし、有効画素数は、黒板の文字が確認できることを指標(100万画素程度)とする。	1. 写真是施工の時期、工種、施工の順序が判定できるよう整理し、アルバムに添付する。  2. 完成検査及び既済部分検査の際は上記アルバムを検査職員に提示し、寸法出来形管理と併せて確認の資料とする。
	2. 削  施工延長おおむね50~100mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	掘削幅、掘削深さ、法長、法勾配、排水側溝、その他必要箇所を撮影する。	代表箇所 各1枚		
	3. 盛土  上記と同一。	盛土幅、まき出し厚さ、転圧、法長、法面(芝)、法勾配、排水側溝、その他必要箇所を撮影する。	代表箇所 各1枚		
	4. 石積み(張) ブロック積み(張)  施工延長おおむね40~80mにつき1箇所の割合で撮影する。上記未満は2箇所撮影する。	床掘、基礎関係、裏込、その他必要箇所を撮影する。	代表箇所 各1枚		
	5. 基礎杭打工  20本に1箇所の割合で撮影する。	偏心量、リバウンド量、その他必要箇所を撮影する。	代表箇所 各1枚		
	6. 矢板打工  施工延長おおむね40~80mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	偏心量、その他必要箇所を撮影する。	代表箇所 各1枚 但し、「鋼管矢板矢板基礎工」は全枚数		



工種	撮影基準	撮影箇所	提出頻度	撮影方法	管理方法
1 共 通 工 事	7. オープンケーン 構造図の寸法標示箇所を1ロット毎に撮影する。	幅、長さ、高さ、配筋、その他必要箇所を撮影する。	全枚数	4. 基礎等が土砂又は水面に埋設する場合、法長の測量点を赤ペンキ等で印をする。 印の位置はなるべく1mとか2mのように整数値とする。	
	8. 粒石基礎、碎石基礎、砂基礎、均しコンクリート 施工延長おむね50~100mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	幅、厚さ、転圧、粒径、その他必要箇所を撮影する。	代表箇所 各1枚		
	9. コンクリート付帶構 造物 コンクリート基礎、側溝、管渠、横断構 造物、コンクリート擁壁、その他上記に準ずるもの 線的な構造物については施工延長おむね40~80mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。 箇所単位の構造物については適宜撮影する。	床掘、基礎、幅、厚さ、配筋、高さ、その他必要箇所を撮影する。	代表箇所 各1枚 但し、「集水柵工」「暗渠工」「L型側溝」「自由勾配側溝」「管渠」は不要		
	10. 精度を要するもの、分水工計量部、ゲート戸当部、橋台脅部 構造図の寸法標示箇所を撮影する。	幅、厚さ、高さ、配筋、その他必要箇所を撮影する。	代表箇所 各1枚		
	11. U字溝 U字フリューム ベンチフリューム 施工延長おむね50~100mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	施工状況、その他必要箇所を撮影する。	不要		
	12. 土水路 施工延長おむね200~400mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。 施工延長を示さない場合は、1~2工区につき1箇所の割合で撮影する。	幅、高さ、厚さ、法勾配、その他必要箇所を撮影する。	不要		
	13. 鉄筋組立 1スパン(1打設ブロック)ごとに撮影する。	かぶり、中心間隔、その他必要箇所を撮影する。	代表箇所 各1枚		



工種	撮影基準	撮影箇所	提出頻度	撮影方法	管理办法
2 ほ 場 整 備 工 事	1. 表土扱い  おおむね10a当たり1箇所の割合で撮影する。	表土厚を撮影する。	代表箇所 各1枚		
	2. 基盤造成 表土整地	上記と同一。  基盤面、表土埋戻し後を撮影する。	代表箇所 各1枚		
	3. 畦畔復旧	施工延長おおむね200~400mにつき1箇所の割合で撮影する。  上記未満は2箇所撮影する。	代表箇所 各1枚		
	4. 道路工 (砂利道)	幹線道路は50~100mにつき1箇所の割合で、支線道路は200~400mにつき1箇所の割合で撮影する。	代表箇所 各1枚		

工種	撮影基準	撮影箇所	提出頻度	撮影方法	管理办法
3 農 用 地 造 成 工 事	1. 耕起深耕  おおむね1ha当たり2~3箇所撮影するほか、つぼ掘りは2ha当たり1箇所の割合で撮影する。	耕起深、つぼ掘りを撮影する。	代表箇所各1枚		
	2. テラス (階段畑)  テラス延長100~200mにつき1箇所の割合で撮影する。  上記未満は2箇所撮影する。	法勾配、幅、耕起幅、その他必要箇所を撮影する。	代表箇所各1枚		
	3. 道路工 (耕作道)  施工延長おおむね100~200mにつき1箇所の割合で撮影する。	法勾配、幅、厚さ、側溝幅を撮影する。	代表箇所各1枚		
	4. 土壌改良  おおむね2ha当たり1箇所の割合で撮影する。	サンプル採取中及び試験中の箇所、その他必要箇所を撮影する。	代表箇所各1枚		
	5. 改良山成  測定点2~3箇所につき1箇所の割合で撮影する。	基準高、法勾配、その他必要箇所を撮影する。	代表箇所各1枚		
4 農 道 工 事	1. 路盤工  施工延長おおむね50~100mにつき1箇所の割合で撮影する。  上記未満は2箇所撮影する。	まき出し厚さ、転圧、幅、その他必要箇所を撮影する。	代表箇所各1枚		
	2. コンクリート 舗装工  アスファルト 舗装工	上記と同一。  幅、厚さ、その他必要箇所を撮影する。	代表箇所各1枚		
	3. 碎石舗装工	上記と同一。  まき出し厚さ、幅、転圧、その他必要箇所を撮影する。	代表箇所各1枚		
	4. 道路トンネル  巻厚については1スパンにつき1箇所の割合で撮影する。  その他掘削タイプの変化する毎に1箇所の割合で撮影する。	巻厚、型枠、切羽、支保工、矢板、坑口、その他必要箇所を撮影する。	代表箇所各1枚		
	5. 道路トンネル (NATM)  掘削はタイプの変化する毎に1箇所、ロックboltは100mに1箇所、コンクリート吹付は50mに1箇所、巻厚については1スパンにつき1箇所の割合で撮影する。	巻厚、型枠、切羽、支保工、ロックボルト、コンクリート吹付、坑口、その他必要箇所を撮影する。	代表箇所各1枚		

工種	撮影基準	撮影箇所	提出頻度	撮影方法	管理办法
5 水路トンネル工事	1. 水路トンネル  卷厚については1スパンにつき1箇所の割合で撮影する。 その他は掘削タイプの変化する毎に1箇所の割合で撮影する。	卷厚、型枠、切羽、支保工、矢板、坑口、その他必要箇所を撮影する。	代表箇所各1枚		
6 水路工事	1. 現場打開水路	おおむね2スパンにつき1箇所の割合で撮影する。	幅、高さ、厚さ、配筋、打継目、その他必要箇所を撮影する。	代表箇所各1枚	
	2. 現場打サイホン	上記と同一。	上記と同一。	代表箇所各1枚	
	3. 現場打暗渠	上記と同一。	上記と同一。	代表箇所各1枚	
	4. 鉄筋コンクリート 大型フリューム 鉄筋コンクリート L形水路	施工延長おおむね50~100mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	鉄筋コンクリート大型フリュームについては、布設、その他必要箇所を、鉄筋コンクリートL形水路については、幅、厚さ、布設、その他必要箇所を撮影する。	代表箇所各1枚	
	5. ボックスカルバート 水路	上記と同一	高さ、その他必要箇所を撮影する。	代表箇所各1枚	
7 河川及び排水路工事	1. コンクリート法覆工 アスファルト 法覆工	上記と同一。	幅、厚さ、法勾配、法長、その他必要箇所を撮影する。	代表箇所各1枚	
	2. コンクリートブロック積み水路 鉄筋コンクリート 柵渠	上記と同一。	コンクリートブロック積み水路については基礎関係、裏込、幅、高さ、その他必要箇所を鉄筋コンクリート柵渠については、アーム間隔、柵板設置、その他必要箇所を撮影する。	代表箇所各1枚	
	3. ライニング水路 連節ブロック コンクリートマット	上記と同一。	布設、幅、厚さ、その他必要箇所を撮影する。	代表箇所各1枚	

工種	撮影基準	撮影箇所	提出頻度	撮影方法	管理办法
8 管 水 路 工 事	1. 管体基礎工 〔砂基礎及び 埋戻等〕	施工延長おおむね50～100mにつき 1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	基礎、埋戻等の厚さ、幅、まき出し、締 固め状況等を撮影する。	不要	
	2. 管水路 〔遠心力鉄筋コン クリート管〕	上記と同一。	管布設状況、外観検査、ジョイント関係、 その他必要箇所を撮影する。	不要	
	3. 管水路 〔強化プラスチック 複合管、 ダクトイル鉄管〕	上記と同一。	上記と同一。	代表箇所 各1枚	
	4. 管水路 (硬質ポリ塩化ビニル 管)	上記と同一。	上記と同一。	代表箇所 各1枚	
	5. 管水路 (鋼管)	上記と同一。	芯出し据付け状況、溶接作業、清掃状況、 塗装、非破壊検査、ピンホール検査、膜 厚検査、その他必要箇所を撮影する。	代表箇所 各1枚	膜厚検査で塗膜厚の確認が困難な場合は、 使用済塗料空カン等の撮影を行う。
	6. 管水路 (埋設とう性管) たわみ率	たわみ量測定箇所2箇所につき1箇所 の割合で撮影する。 ただし、測定箇所が2箇所の場合は2 箇所とも撮影する。	マーキング関係、Dh及びDv寸法、その 他必要な箇所について撮影する。	不要	Dh及びDv寸法の測定状況のほか、スケー ル目盛を撮影する。
	7. シールド工事 (一次覆工)	施工延長おおむね50～100mにつき 1 箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。 たわみ率測定箇所 2 箇所につき 1 箇 所の割合で撮影する。 ただし、測定箇所が 2 箇所の場合は 2 箇所とも撮影する	セグメント設置状況、外観検査、Dh及び Dv寸法、その他必要箇所を撮影する。	代表箇所 各1枚	上記と同一。
	8. シールド工事 (二次覆工)	上記と同一。	管布設状況、外観検査、ジョイント関係、 Dh及びDv寸法、その他必要箇所を撮影 する。	代表箇所 各1枚	上記と同一。
	9. 推進工事	上記と同一。	上記と同一	代表箇所 各1枚	上記と同一。

工種	撮影基準	撮影箇所	提出頻度	撮影方法	管理办法
9 畑 かん 施設 工事	1. スプリンクラー  1 ha当たり 1～2箇所の割合で撮影する。	埋設深を撮影する。	代表箇所 各 1 枚		
10 橋 梁 工 事	1. コンクリート桁 (ポストテンション桁)  構造図の寸法標示箇所を桁毎に撮影する。	PC鋼線配置状況、幅、高さ、その他必要箇所を撮影する。	代表箇所 各 1 枚		
	2. 鉄筋コンクリート 床版工  幅については1スパンにつき1箇所の割合で撮影する。  厚さについては施工面積おおむね 30～60m <sup>2</sup> につき1箇所の割合で撮影する。  上記未満は2箇所撮影する。	配筋、幅、厚さ、その他必要箇所を撮影する。	代表箇所 各 1 枚		
	3. 鉄筋コンクリート 高欄及び地覆工  上記と同一。	上記と同一。	代表箇所 各 1 枚		
11 橋 梁 下 部 工 事	1. 橋台工  構造図の寸法標示箇所を1基毎に撮影する。	基礎関係、配筋、天端長、敷長、敷幅、高さ、控壁の厚さ、その他必要箇所を撮影する。  なお、橋台沓部については「1共通工事の10精度を要するもの」の項に定めるところによる。	代表箇所 各 1 枚		
	2. 橋脚工 張出式 重力式 半重力式  上記と同一。	基礎関係、配筋、天端長、敷長、天端幅、敷幅、高さ、その他必要箇所を撮影する。	代表箇所 各 1 枚		
	3. 橋脚工 ラーメン式  上記と同一。	基礎関係、配筋、天端長、天端幅、中間幅、基礎幅、高さ、厚さ、その他必要箇所を撮影する。	代表箇所 各 1 枚		

工種	撮影基準	撮影箇所
12 法面保護工事	1. 法面保護工 客土吹付、植生基材吹付工、コンクリート吹付、モルタル吹付は、施工面積おおむね200~400m <sup>2</sup> につき1箇所、その他は1,000m <sup>2</sup> につき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	法面状況、法面清掃、法勾配、法長、厚さ、ラス張、植生ネット張、むしろ張、アンカー打込み等 必要箇所を撮影する。
13 暗渠排水工事	1. 吸水渠 1耕区当たり1~2箇所の割合で撮影する。	埋設深、埋設間隔、その他必要箇所を撮影する。
	2. 集水渠 (支線) 導水渠 (幹線)	施工延長おおむね50~100mにつき1箇所の割合で撮影する。
14 フィルダム工事	1. 監査廊 1スパンにつき1箇所の割合で撮影する。	幅、高さ、厚さ、配筋、打継目、その他必要箇所を撮影する。
	2. 堤体盛土 盛立高さおおむね3~5mにつき1箇所の割合で各ゾーン毎に撮影する。 ストックパイルは造成の都度1箇所撮影する。	ゾーン幅、まき出し厚さ、転圧、レーキング、コンタクトクレー、リップラップ工、ストックパイル工、その他必要箇所を撮影する。
	3. 洪水吐 2スパンにつき1箇所の割合で撮影する。	幅、高さ、厚さ、配筋、打継目、その他必要箇所を撮影する。
	4. 埋設計器 各計器毎に撮影する。	埋設状況、埋設時のゲージの状態等について撮影する。
	5. グラウトボーリング ボーリングの削孔長を全数撮影する。	削孔長は全数、その他必要箇所を撮影する。

提出頻度	撮影方法	管理方法
代表箇所各1枚		
代表箇所各1枚		
適宜	撮影時期、撮影内容及び撮影方法については別途特別仕様書による。	
適宜		

工種		撮影基準	撮影箇所	提出頻度	撮影方法	管理办法
15 頭首工工事	1. 本体	構造図の寸法標示箇所を撮影する。	厚さ、幅、高さ、長さ、配筋、その他必要箇所を撮影する。	代表箇所各1枚		
	2. 護床ブロック (異形ブロック)	施工面積おおむね200m <sup>2</sup> につき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	基礎地盤状況、据付け状況、その他必要箇所を撮影する。	代表箇所各1枚		
16 海岸河川工事	1. 捨石工 消波ブロック工	施工延長おおむね50~100mにつき1箇所の割合で撮影する。	幅、高さ、その他必要箇所を撮影する。	代表箇所各1枚		
17 ため池改修工事	1. 堤体工	施工延長おおむね20m~40mにつき1箇所の割合で撮影する。	盛土幅員、まき出し厚さ、転圧、法長、法面(芝)、法勾配、排水側溝その他必要箇所を撮影する。	代表箇所各1枚		
	2. 洪水吐工	おおむね2スパンにつき1箇所の割合で撮影する。 箇所単位の構造物については適宜撮影する。	床掘、基礎、幅、高さ、配筋、打継目、パイプ布設、外観検査、ジョイント関係、その他必要箇所を撮影する。	代表箇所各1枚		
	3. 橋管工 同上付帯構造物 (土砂吐ゲート等)	施工延長おおむね10mにつき1箇所の割合で撮影する。 箇所単位の構造物については適宜撮影する。	床堀、基礎、幅、高さ、厚さ、配筋、打継目、その他必要箇所を撮影する。	代表箇所各1枚		

